



座談会の模様（TPPの酪農畜産への影響などについてお話をうかがう）

目 次

年頭所感……………梶井 功（4）

座談会 TPPの酪農畜産への影響と対策
—TPP関連政策大綱を受けて—……………（9）

報告者 志澤 勝 馬瀬口 弘志

司 会 小林 信一

出席者 梶井 功 服部 信司

堀口 健治 神山 安雄

矢坂 雅充

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」⑥

『新規就農指導支援ガイドブック—新規参

入者の円滑な経営確立をめざして—』を活

用して就農支援の充実を……………島 義史（49）

〔時評〕 女性の新規就農……………（m）（2）

☆表紙写真 御殿場から仰ぎ見た元旦の富士 編集部
「農村と都市をむすぶ」2016年1月号（第66巻第1号）通巻771

女性の新規就農



時評

基幹的農業従事者の高齢化、そしてリタイアをカバーするために、毎年二万人ほどの青年新規就農者が定着していく必要があるという。平成二六年の新規就農者は五万七、六五〇人で、そのうち三〇代以下が一万五、三〇〇人であった。新規参入者は平成二二年の一、七〇〇人をボトムとして徐々に増加し、二六年には三、七〇〇人へと倍増している。目標にはまだ達してはいないが、青年層の新規就農者数の増加が注目された。

新規就農の動向にはもう一つ見逃せない変化がある。女性の新規就農が着実に増えていることである。新規就農者に占める女性の比率は平成二一年には二〇・一％であったが、二六年には二五・五％になっている。とくに新規参入者は二〇〇人から六〇〇人へと三倍になった。

新規参入者の増加は、就農前の研修期間（二年）と就農直後（五年）に年間一五〇万円を給付する青年就農給付金事業の効果であるとさしあたり言っていよう。

遅すぎた感もあるが、若い新規就農者への経済的支援が農業への新規参入を後押ししている。とはいえ、新規参入は新規就農形態のごく一部でしかなく、新規就農のハイドルは就農前後の所得確保だけではない。より多様な形態での新規就農が定着していくためには、新規参入のみにとらわれず、視野の広い新規就農支援が必要である。

こうした新規就農が抱えている幅広い課題を典型的に示しているのが、女性の新規参入である。単身あるいは夫婦での女性の新規就農が、平成二六年には六〇〇人に達したことはすでにふれた。女性の新規自営農業就業者、いわゆる親元就農は同年に一万一、五〇〇人を数えており、さらに農業生産者と結婚して就農する結婚就農は統計上の新規就農に含まれないが、初めて農業に従事する女性は相当の人数になる。農業への女性の新規就農は、農業経営から補助的な農業従事に至るまで、さまざまな形で農業生産を支えている。そして農業生産者の高齢化の最終局面で、女性はこれまで以上に農業の担い手の前面に押し出されつつあるというべきだろう。

女性の新規就農のあり方は多岐にわたり、営農だけでなく生活スタイルや家族のあり方にかかわる課題も見逃せない。女性の就農拡大が日本の農業の奥の手であれば、その重大性はなおさらである。そこで、昨年、非農家から群馬県で就農した女性二八人へのインタビュー調査の結果から、女性の新規就農の論点を簡単に紹介したい。

農業への新規参入のハイドルには基本的に男女差はない。単身あるいは夫婦で農業に参入した一人の女性は、農業技術は研修などで習得し、資金は貯金や親からの資金提供で調達していた。しかしそのうちの六人は農地の確保に苦労したという。農業委員会から斡旋される農地は条件が悪いという指摘もあり、多くは実家や嫁ぎ先、研修先などからの紹介で農地を借りている。農地所

有者からの信頼を得るためには、地域住民からの紹介・保証がなければ比較的条件が整った農地は借り入れることができない。就農後に営農を身近な立場から助けてくれる人がいなくなっているという不安も聞かれた。就農直後は普及員などが相談相手となって農業経営をスタートさせるが、徐々に近隣農家などに助言や助力を求めるようになる。しかし、こうした近隣の農家も高齢化して、助けを求めるわけにはいなくなっている。高齢化した社会で孤立化していく農家が垣間見られる。

女性が農業経営の後継者として親元就農するという新規就農者もいる。男性が農業経営を継承するという固定的な観念はなくなっており、単身女性が農業経営を継ぐべく就農している。自ら進んで後継者となる女性もいるが、ほかに経営を継ぐ兄弟がいないので就農を決意する女性も少なくない。一般に親元就農者は技術などを指導する親が身近にあり、農地や資金もゼロから用意する必要はなく、新規参入者に比べて就農のための公的支援は少ない。しかし、実際には新規参入者よりも苦勞することがある。親から体系的に技術などを教わることはなく、見ながら覚えるといったスタイルで学ぶことが多く、しかも現在では推奨されない技術になっていることもある。農業については不案内ななかで、失敗を繰り返しながら、女性にとって体力的にもきつい農作業に慣れていくのは容易ではない。日々の農作業から離れて、基礎から研修を受けたかったという声も聞かれる。実家とは

いえ、会社員を辞めて生活のリズムが大きく変わり、家族の中に閉じ込められているような生活の閉塞感も強い。

結婚就農の女性も多いものの、新規就農の一つとして意識されることはほとんどない。家事、育児さらには介護の合間に農作業に携わる生活への変化は大きい。近年は結婚してもパートタイムなどで農外就業する人も多くなっているが、経営規模の拡大や六次産業化のもとで、嫁の就農を期待する農家も少なくない。技術については夫に相談し、資金を用意する必要もないので、営農に関する条件には恵まれているともいえるが、多くの結婚就農者が家事負担の重さや労働力が不足していると指摘している。新しい家族の一員としての生活や慣れない農作業のストレスが積み重なっても、家族以外の友人などが少なく、ストレスのはけ口がないという。同じ悩みを抱える女性のネットワークへの参画を希望する人もいた。さまざまな形で新たに農業に従事する女性が多くなるのに、行政は新規参入にばかり気を取られてしまいがちである。婚活イベントも男性が農家の後継者ばかりでは、参加する意味もないと親元就農した女性がつぶやいていた。農村コミュニティ、家族が女性の新規就農を温かく見守る余裕をなくしつつある今日、行政・農業団体・NPOなども女性の新規就農を傍観してはならないだろう。女性がいきいきと就農するために、どのような支援が可能なのか考えていかなければならない。女性の活躍をスローガンに掲げるだけでは意味がない。(M)

年頭所感

編集代表 梶井 功

(一)

日本農業崩壊の第一歩を踏み出す年になるのではない。不穏な表現だが、二〇一六年年頭に当たっての想いはこれにつきる。TPPがもたらすものはそれだ、と思うからである。

昨年の一〇月五日、アメリカ・アトランタでの閣僚会議で、TPPは「大筋合意」になった。二月の通常国会で合意内容の審議に入り、夏の参院選の前には国会承認を得たい、とするのが安倍首相の考えのようだ。

二〇一〇年鳩山総理辞任の後を受けた民主党二代目の総理、菅直人首相が、総理所信表明演説で唐突にTPP協定交渉参加検討を言い出して以来、大きな問題となり、国会でも熱い論議が重ねられ、安倍首相の参加表明後、参議院は四・一八、衆議院はその翌日「米、麦、牛肉・豚肉、乳製品、甘味資源作物などの農林水産物の重要品目について、引き続き再生産可能となるよう除外又は再協議の対象とすること。一〇年を超える期間をかけた段階的な関税撤廃も含め認めないこと」という決議まで行なわれている。

その大問題が、交渉が始まってから五年半、日本が参加してからでも二年二ヶ月かけてようやく「大筋合意」に達したということなら、何よりもまず国会にその報告をし、合意内容を審議にかけるべきだろう。国会決議が「除外又は再協議の対象」とすべきことを求めた「農林水産物の重要品目」についての交渉結果などについて、国会決議が守られているかどうかは、決議に参加した与野党の議員も一日も早く吟味したいところであろう。だから民主党などは臨時国会開催を要求したのだが、それに対し「甘利担当相は「TPPはまだ署名してないから国会に出せない。出せないのに開けというのは、なかなか難しいことだ」と語った」（一五・一一・一四付日本農業新聞）という。国会審議を避けているのである。国会で野党と論議する前に、対応施策を打ち出して農業の現場にあるTPPがもたらす輸入増大からくる不安をなくしておこうということで、政府は対応策の取りまとめを急ぎ、昨年の一二月二五日にTPP総合対策本部決定として「総合的なTPP関連政策大綱」を決定した。

(一)

この政府・与党のやり方には、「国会軽視」「拙速」として、野党農林議員が反発を強めている。……自民党が来秋まで継続的に対策を議論するとしたことにも「参院選まで農家に文句を言わせなためだ」との見方が出ている（二五・一一・二三付日本農業新聞）そうだが、決定された「政策大綱」は「拙速」どころではすまされない問題を抱えていると私は思う。重要品目中の重要品目である米・麦対策について問題点を指摘しておこう。

「政策大綱」は、Ⅰ基本的な考え方、ⅡＴＰＰ関連政策の目標、Ⅲ今後の対応、Ⅳ政策大綱実現に向けた主要施策、の四節からなっているが、米・麦対策はⅡの三分野別施策展開の中にある。（Ⅳでも重要五品目関連は「主要施策のⅡに記載されているとおり」となっている）。税削減等に対する農業者の懸念と不安を払拭し、ＴＰＰ協議発効後の経営安定に万全を期するため、生産コスト削減や収益性向上への意欲を持続させることに配慮しつつ、協定発効に合わせて経営安定対策の拡充等の措置を講ずる」と前書きした上での施策だが、こうなっている。

米 国別枠の輸入量の増加が国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断するため、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、毎年の政府備蓄米の運営を見直し（原則五年の保管期

間を三年程度に短縮）、国別枠の輸入量に相当する国産米を政府が備蓄米として買い入れる。

麦 マークアップの引き下げやそれに伴う国産麦価格が下落するおそれがある中で、国産麦の安定供給を図るため、引き続き経営所得安定対策を着実に実行する。

米の国別枠とは、アメリカとオーストラリアに協定発効当初の三年間は五万トンと〇・六万トン、以降漸次増やしていつて一三年目以降は七万トンと〇・八万トンのＳＢＳ方式の特別輸入枠をつくる、というのが合意案である。それと同量の国産米を備蓄米として政府が買い入れ、輸入量が増えても主食用米の市場流通量が増えないようにするから、国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することができるといえるのである。

新たな国別枠での輸入米増加量相当の備蓄用国産米買い上げなんかで、需給及び価格に与える影響を遮断できるだろうか。

(三)

今、政府米の備蓄は、一〇〇万トンを適正備蓄水準として運用されている。一〇年に一度の不作（作況九二）や、通常程度の不作（作況九四）が二年連続した事態でも国産米で対処できる水準として決められたものであり、毎年播種前契約で約二〇万トン買入れる。その備蓄

米を食用米として売却するのは不作の年だけであり、通常は持越す。そして、五年経った持越米から飼料用・加工用として売却することになっている。主食用米としては売らない。

その備蓄米運用方針を変更して、今は五年経った持越米を飼料用等に売ることになっているのを、消費者により鮮度の高い備蓄米を供給する観点も踏まえ、三年にするということは、備蓄米を主食用米として売ることを考えてのことなのだろうか。また、今は播種前契約で毎年買っている約二〇万トンにプラスして、新規輸入量相当分を備蓄米として買う、つまり発効当初の三年間は二五・六万トン、一三年目からは二七・八四万トンを備蓄米として政府が買うということなのだろうか。

そうだとすれば、発効して三年後からは毎年八・五万トン十三年目からは九・三万トンの備蓄放出来が主食用米市場に流れ込むことになる。国別粹輸入米が主食用市場に入ること、業務用米などから当然価格低下が生ずると予想されるのに加えて、備蓄米の主食用市場流入で米価低落は必至になろう。国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断することには、なり得ないとしなければならぬ。

「国産の主食用米の需給及び価格に与える影響を遮断」することにならないこんな政策では、農業者の懸

念と不安は「払拭」できないであろう。それは政府の水田フル活用政策の持続性・安定性に疑問をもたせ、ようやく本格的に取り組み始めた飼料米生産者の経営意欲を削ぐことになろう。転作政策の主柱になりつつある飼料米生産については、その農政のあり方に反対する財務省財政制度審議会が昨年の十一月四日に助成削減を提言しているし、それを受けて「財務省側は転作助成の予算圧縮を要求。（農水・財務）両省の間で激しい綱引きが続いている」（二五・一一・二六付日本農業新聞）。農政当局が備蓄米への取り組みを後退するような気配を見せたらお仕舞である。

（四）

麦は、今の国家貿易制度が維持されるし、粹外税率も変らないが、問題は粹内にかけている事実上の関税といっているマークアップを、発効後九年目までに四五％にするという合意である。

現在小麦で上限一kg当り四五・二円、大麦で二八・六円のマークアップは、年間で総額約八〇〇億円になるが、それが経営所得安定対策の財源になっている。マークアップの四五％低減は輸入麦の価格低下となり、当然国産麦類価格にも影響することになるが、最も心配なのは所得安定対策の財源半減である。

財務省の転作助成予算圧縮の要求は、無論経営所得安

定対策予算に関係している。〃協定発効に合わせて経営安定対策の充実等へ措置を講ずる〃とTPP総合対策本部は胸を張って言っているが、それが本当だとすれば何故財務省の予算圧縮要求を押さえないのだろう。政府としての取り組みに疑問を持たざるを得ないところである。

というように、最も基幹的な米・麦についてすら、TPP合意に伴ってとうとうとしている対策は、その有効性が危ぶまれる。到底〃生産可能となる〃ことを確信させる対策とはいえない。適切な施策をとることで再生産可能になればいいんだというのが政府・自民党の聖域擁護の逃げ口上だったが、それすらにもなっていない、ということである。これらの点をどう考えるか、国会での議論に期待したい

(五)

今、食料自給率はカロリー表示で四〇%を切っている(二〇一三年度三九%)。今度の大筋合意は、全農林水産物の八七%、米、牛肉、乳製品など聖域とされた重要五品目の三〇%で関税が撤廃されるし、アメリカ、オーストラリアは米の特別輸入枠が設定される。TPP合意が実施に移されたら、二〇一四年度で六兆三〇〇億円になる農産物輸入額は更に増えることは確実であり、八兆四〇〇億円の国内農産物生産額をやがては越えるこ

とになるのではないか。当然、自給率も下がることになる。食料安全保障の観点からして、こういう見通しになるのを放置していいのだろうか。

もう古くなった話で恐縮だが、一九八九年九月、日本政府がガット事務局に提出、各国に配布した「農業交渉グループにおけるステートメント」の一節を、拙著(国際化農政期の農業問題)一九九七年家の光協会刊)での要約で紹介しておこう。こうである。

〃一般に、食料安全保障を確保するための手段としては、①国内生産を維持すること、②実際の生産を伴わず潜在生産力を保持すること、③備蓄を確保すること、④安定した輸入を確保すること、などの議論がある〃が、②、③、④はいずれも難点があり、〃中長期的な食料安全保障の基本的な措置としては選択し難いことから、所要の国内生産水準を維持する必要がある〃。

備蓄は、〃短期的な食料需給の変動に対処したり中長期にわたる食料不足に対する抜本的対策に移行するまでの暫定的・緊急避難的措置〃としてしか有効ではないし、潜在生産力保持という〃考え方〃は、実際の生産活動を通じて生産の技術や担い手、農用地、水資源、生産施設等の生産条件を常に良好な維持管理の下に置かない限り、不測の事態における生

産力の維持が困難となり、かつ、ひとたび当該生産力の低下が起これば、これらを短期的に回復、向上させることは容易ではない”という農業の特性からして“取り難い”。残るのは④だが、“国内自給が困難で輸入により供給の安定を図っている品目においては”二国間協定とか輸入先の多角化などでの“安定した輸入の確保”が“極めて重要な方法である”ことは確かだが、“国内で自給可能な基礎食料についてまで、その安定的供給を確保する手段として海外からの供給に依存することは考え難いとする国民意識が幅広く存在し、かつ根強い。このような事情は国民自身の政策選択という意味で尊重されるべきである”し、安定輸入に関して“一部の輸出国から食料の安定供給のコミットメントに関する言及がなされており、輸出国間においてその方向での実施がなされることは勇気付けられるものであるが、食料が危機的に不足し、輸出国においても自国民への供給に影響するような事態が生じないとも限らず、そのような場合には輸出国からの如何なるコミットメントでもその担保が確保し難くなる状況があり得るのではないか”ということを考慮すべきである。こういう見識を、すくなくとも農政官僚にはもってもらいたいものである。

(六)

米の特別輸入枠を認めるとしているアメリカに、前述の農産物輸入額の二五・五％を依存している。同国からの輸入は更に増えることになろう。小麦輸入の五一％、大豆輸入の六三％、とうもろこし輸入の八四％はアメリカからであり、農産物輸入額の二五・五％をアメリカに占められている。毎日食べる食料のアメリカへの依存度がより一層高まることになりそうなのだが、そのアメリカには輸出管理法がある。

“国家安全保障上の理由”や“外交政策上の理由”で、大統領が農産物輸出禁止を命ずることができる条項を持っている法律である。

そういう法律がアメリカにあることを重視し、「アメリカから大量の食料を輸入していることは“食料の確保はアメリカの外交政策と安全保障に依存していることになるのです。単に物量的にアメリカに依存しているだけでなく制度的にもアメリカに従属しているのです”といったのは故小倉武一元農林次官だが（同氏著作集第八巻「食糧管理の彼方」、T P P 発効はその“従属”度を強めることになろう。それでいいのか、輸出管理法がT P P 交渉の過程で問題にならなかったのかも含めて、この点も国会で論議してほしい。

座談会

TPPの酪農畜産への影響と対策

―TPP関連政策大綱を受けて―

小林（司会） 昨年一〇月五日にTPP大枠合意がなされ、これを受けて一月二五日に総合的なTPP関連政策大綱が公表されました。今日は、TPPの影響と総合的なTPP関連政策大綱について、養豚については日本養豚協会の志澤勝会長に、酪農については三度にわたる政策提言を発表されている全国酪農協会の馬瀬口弘志会長にお話しを伺います。



司会の小林氏

まずお二人から、各畜種についての現状と問題点、TPPによる影響について、さらにTPP対策要請内容と政策大綱についてのお考えをまずお話しいただき、その後、フリーな討議を行いたいと考えています。

それでは、二時間程度を

めどにして進めさせていただきたいと思います。最初に、志澤日本養豚協会会長から、よろしく願います。

養豚の現状

志澤 初めまして。一般社団法人日本養豚協会の会長の志澤でございます。きょうは、このような席に私はふさわしいかどうかわかりませんが、小林先生からお誘いを受けてお邪魔致しました。

まず、現在の養豚の状況というのは、ご承知の先生方は多いわけでしょうけれども、現在、約五、〇〇〇戸という養豚農家がありますが、この間の農林センサスの発表では養豚専業でやっているのが二、九一〇戸と出ました。この統計の数字の取り方はいろいろあるわけですが、これも、ただ、間違いなく五、〇〇〇戸を切って四、〇

座談会出席者

(2015年12月15日 於：農林水産省)

司 会 小林 信一 (日本大学教授)
報 告 志澤 勝 (日本養豚協会会長)
馬瀬口弘志 (全国酪農協会会長)

出席者
梶井 功 (東京農工大学名誉教授)
服部 信司 (国際農政研究所代表)
堀口 健治 (早稲田大学名誉教授)
神山 安雄 (農政ジャーナリスト)
矢坂 雅充 (東京大学准教授)

〇〇戸に近づいているだろうと思います。これは複合経営と專業経営がありまして、養豚からの収入が全体収入の八〇％以上の経営体が二、九一〇戸というのが最近の数字です。

そんな中で、豚肉の自給率は五三％をクリアしている状況ですけれども、ここ四、五年の間、海外から絶えず八〇万トン近くの豚肉が入ってきているわけです。日本

一人当たりの年間の豚肉を食べる量は一二・八キロですからその五三％が自給だということですよ。

団体統一と養豚農業振興法の制定

私も、メキシコのFTAで平成一五年に、メキシコというのは豚肉の輸出を日本に相当攻勢をかけていたものですから、その時に、何とかクリアをするためにということ、三団体がまとまりまして、メキシコ政府との交渉とか、ちょうど小泉総理の時だったのですが、養豚産業はこれから大変な時期になるなという部分を含めて、団体統合していかないと弱いだろう、声を一つにできないと弱いだろうということ、いろいろな養豚団体ありますけれども、その三団体を含めて、平成一八年にようやく日本の養豚家をついにまとめようという動きで、私はその中に入りましてまとめたわけです。

そういう中で、念願でした養豚農業振興法というものが昨年の六月二七日に議員立法で整備されまして、法律ができました。これには、飼料米の受け皿づくりとか、エコフィードを受けて、国益にかなう養豚産業にしていかなければいけないといった一つの理念と同時に、そういうことでの養豚産業を引っ張っていかなければいけないということだったわけです。



長澤日本養豚協协会会长

TPP対策内容―経営安定対策と自給率目標

TPPの問題については、二年前から、畜産ネットワークを、馬瀬口さんのところも一緒になって、これは中央の関係と地方の関係も含めて――わかりやすくいうと、各県の畜産会が名を連ねていますけれども、一一七団体、約一〇万戸の畜産農家を束ねまして、声を一つにしていくという動きとあわせて、二〇一三年三月六日に、重要五品目の部分に豚肉を入れて頂きました。これは相当政治的に一生懸命動きまして、重要五品目の中に入る事が出来ました。

それは一〇回のTPP閣僚会合の交渉を経て、最後はアトランタだったわけですけれども、ここに毎回行きまして、政府の交渉団と自民党の先生方と一緒に状況分析しながら、何としても重要五品目を国会決議の部分でしっかりと自給ができるようにしていくという

位置づけをして、そして、今回のアトランタの後の大筋合意の中で、養豚というのは、これ以上自給率を下げないとか、法整備をしていくとか、牛並みに――牛の経営安定対策では国と生

産者の負担割合は三対一ということになっていますが、豚は、二〇一一年までは四分の一ぐらしか国の負担がなかったわけですから、一年のときに二対一にして頂きました。そして、ここでもうやく三対一というのが大筋合意の後に、これらを明文化した政府大綱が出ました。

ということで、自給率がこれ以上下がらないために、養豚農業振興法の中では、一〇年後の自給率を五八%と明確に書き込みまして、国内の豚肉生産の位置づけではそれよりは下けないという政策を打てるような体制づくりをしたことが大きな要素になっていると思います。それで、TPPの部分では、牛並みにということとか、三対一、九〇%という価格差補てん金の保証という位置づけを得たわけです。

TPP対策―チェックオフ制度、原産国表示

もう一つ大きな課題としてはチェックオフ制度ですが、これはアメリカや韓国は、肉豚一頭当たり五〇円から一〇〇円のチェックオフをやっています。国産の豚肉の良さをPRしたり、みずからの産業を確立していくことが大事だろうということを言い続けていまして、これが多分発効の前には実現されるだろうと。そして、国が同額を負担した形でいくと、例えば、一頭五〇円ですと

一六〇〇万頭の年間肉豚生産で八億円になりますから、国と併せて一六億円ぐらいになり、そうするとPRがかなりしっかりできるだろうということも、一つの戦略の中に入れていきます。

もう一つ大事なことは、これはほかの畜種にもいえると思いますけれども、輸入肉の加工品、外食・中食を含めて原産国表示をしてくださいというのは、今、正式に自民党、あるいは野党にも働きかけをしておりますが、そういう運動と同時に、この三つの部分と、チェックオフの話と、原産国表示をきちんとしてくださいという、この五つの柱を強く求めているのですが、これが二年あるいは三年後にTPPが批准されるときに多分実現するだろうと思っています。

そうすることによって、国産の良さと、自給率を下げないような形の耕畜連携も含めていくということになりますと、養豚産業は後継者がしっかりしているものです。希望がもてます。養豚協会では二年前からみずから後継者育成のための養豚大学校を設立しています。毎年、四〇名近くの後継者がそこで育ってきています。

生産性の向上と規制緩和

そんなことを含めて、TPP合意後に考えられる影響

も含めて、お手元に総括をした部分の資料(次頁に掲載)をお配りしていますが、この総括の中で、私どもとしては、法制化の問題、三対一の問題、あるいは九〇%の補てん率ということを要請する前に、自らが養豚産業をきちんとやらなければいけないことがあります。例えば、もっと生産性を上げて、一母豚当たり三〇頭近くの年間産子数、これはデンマークやオランダはクリアしていますけれども、こういう形の養豚産業にしていけないと、国際的に強い養豚農家にはなれないだろうということですよ。

それから、一頭当たりの枝肉重量を増加する、要するに、スピードのある豚肉生産の育種・改良をしていかなければいけないだろうということ。また、日本は世界で一番高い餌を使っているわけですが、これは酪農も肉牛も養豚も養鶏もいえるわけですが、これも飼料要求率の改善をできるような育種・改良を含めて種を管理していくことが必要だろうと思います。資料では要求率の目標は三・〇となっていますけれども、今、日本の平均では三・三とか三・四近くいっていると思いますが、これを下げることが我々の努力目標だろうと思います。

四番目に、我が国の嗜好に合った豚肉づくりをしていくことがブランド化にもつながるわけですが、こういうことをしっかりやっていく必要があります。その中で、

資料 （一社）日本養豚協会（JPPA）

養豚生産者自らの取り組みと挑戦

- （１）養豚生産者は肉豚生産に当たり、生産性の向上によるコスト削減を計るよう、価格引き下げ及び国産豚肉の肉質の向上の実現に向けて、個々の経営体に取り組んでいます。
- （２）JPPAは、経営規模と経営実態を踏まえ、「経営ビジネスモデル」を策定し、事項・手法等を検討・整理して、個々の生産者に啓蒙活動を展開していきます。
具体的には海外の優れた養豚生産に比肩するべく、次の４点を目指します。
 - ① １母豚当たり年間総産子数の増加（まず３０頭以上の実績を達成し、更なる増加）
 - ② １頭あたりの枝肉重量の増加（出荷肉豚生体重量１２０kgへ）
 - ③ 農場飼料要求率の改善（農場要求率３．０へ）
 - ④ 我が国の国民の嗜好に合致した肉質の向上
- （３）JPPAは、国内由来飼料である食品残さ等の未利用資源、飼料米の活用や農村地域での雇用促進等に積極的に取り組んでおり、養豚農業が国益にかなう産業であることを広く国民に情報提供をしながら、安全・安心・そして美味しい国産豚肉生産の必要性を訴え、国産豚肉の消費拡大を積極的に推進します。

政府への要望と要請活動の展開

要望事項は、生産者自らの経営自助努力を前提に、想定される異常事態と措置の必要性を明確にして、養豚生産者の将来に対する不安を払拭するための対策、及び規制の緩和・撤廃を要望していきます。

尚、下記に示した項目と共に、全国のJPPA会員からの要望を聞き取り、「TPP対策委員会」で検討していきます。

- （１）根拠法を制定し、養豚経営安定対策制度を創設
- （２）配合飼料価格安定制度の借入金検証と見直し
- （３）豚肉消費拡大や輸出促進等の財源確保のためのチェックオフ制度の法制化
- （４）養豚施設・設備の強化（畜産クラスター事業・融資等の制度充実）
- （５）豚の改良の為に海外のトップクラスの種豚の生体導入や精液導入の規制の緩和
- （６）動物用医薬品等の生産資材の内外価格差の是正
- （７）糞尿・臭気等の環境対策への助成、研究開発促進及び規制の平準化
- （８）配合飼料の低価格化への規制緩和と国内由来飼料の利用拡大
- （９）と畜場関係費用の生産者負担金の軽減を要望
- （１０）豚枝肉格付け基準の見直し
- （１１）輸入豚肉加工品の原産地表示の法制化

国際化になったときに、どうしても駄目な時にはということ、先ほどお話し申し上げました三つの部分を法制化して経営安定対策を充実させる。その中の掛け金制度については、三対一と九〇％の補てん率が必要になります。

また、配合飼料安定価格制度の課題については、シブシブな制度に変更して欲しい。現在二階建てで異常基金と通常基金があって複雑な制度です。そして、入り口のセーフティネットである配合飼料価格安定制度はもう必要ではなく、出口である養豚経営安定対策事業をしっかりさせてくださいといった考え方をもっています。養豚は全体の配合飼料の四分の一しか使っていませんから、牛、肥育、酪農、養鶏と連携して、出口の部分を充実してもらって、入り口は結構でございませうという方向にもっていきたい。これによって、餌が相当安くなるだろうということを考えております。そして、制度の見直しするとしたら、国と生産者が一対一で配合飼料の基金を積むというシンプルさが大事なかなと個人的に考えております。

それから、チェックオフ制度の問題は、先ほどお話ししたようなことです。

また、豚の改良のために、メイド・イン・ジャパンとしての豚肉をどうするかということでの改良・増殖を

含めて、これも見直しをして、時代に合った形のものをつくっていかねばいけないだろうと考えております。

それから、六番目の規制緩和の中で、動物医薬品というのが、先進国と比べると、日本の場合はかなり高いわけです。高い理由は、ハーモナイゼーションというのはご存じだと思いますけれども、そういう形を活用して、安全性が確認できれば、それは使えるようにしたらかなり安くなるだろうと。そういう内外価格差の是正をこの際やらしてもらふ必要があるでしょう。

あるいは、糞尿・臭気対策ですが、今日も環境省に行ってきたのですが、硝酸態窒素が、今、七〇〇ppmで暫定規制がありますけれども、これが一般的には一〇〇ppm規制になっています。こういう形の規制がせられた時には国際的な戦いの中でなかなか難しいので、暫定基準をこのまま継続してほしいということです。

臭いの問題については、一般国民は、おいしい肉を食べたいと思いがた、近くに畜産施設が無いほうがいいというのが国民感情ですけれども、これは何としても是正しなければいけないですし、臭いの発生の問題に対しての研究開発が遅れているものですから、これはぜひ国に対しても要望していかねばならないと思います。

飼料の問題については、先ほど申し上げましたこと等

ありますが、国内の餌が競争させられて安く入るという仕組みになっていません。これは配合飼料価格安定制度に問題があったわけです。そのため、飼料会社が倒産したことはないのですけれども、他の畜産業界は倒産しています。先程申し上げた入り口のセーフティネット問題をもう少し改善し、様々な飼料に関する規制を緩和していかねばいけないだろうと思います。

それから、と畜場の問題ですけれども、と畜場は、牛、豚だけなのですが、全国で約一七〇のと畜場がまだ合理化されていない部分が多く残っています。制度的には、平成一四年のと畜場法改正の時にもいつてきたわけですが、この国際化の中でなかなか対応できない部分があります。例えば、各と畜場の開設日が全国平均で二三〇日前後しか稼働していないということが、コストを高くしている大きな要素だと思いますが、こどもでできることならば、厚労省の管轄ではなくて、農林省の管轄にと畜場を置くべきではないかと希望しています。

それから、豚枝肉の格付問題も、時代に合った形の格付制度に見直しをする必要があるだろうと思います。そういうことの要請も行ってきています。

それから、輸入豚肉の加工品の問題については、先ほどお話ししたような形で法制化をしていくことが大事ではないかと期待しています。

こういったことを掲げながら、我々、養豚産業が国際的にも残れるようにしていきたいということを考えております。

少し長くなりましたけれども、そんなことで連日活動しております。

TPPの影響―差額関税制度変更の影響

小林 ありがとうございます。

今回のTPPの合意内容、その影響ということに少し触れていただければと思うのですが。特に、差額関税制度は、国は一応保持したということですから、一〇年後には分岐価格の五四二円/kg以上の従価税の税率四・三%がなくなり、そして、それ以下の従量税部分も五〇円になるということの影響。もう一つは、加工品についても、従来、制度があったのですが、これがかなり変わっていくわけで、その辺の影響についても、かいつまんでお話しただけだと思います。

志澤 今、先生が指摘されたような、TPP合意後の一〇年後ですが、最終年度に今までの差額関税部分の四八二円の従量税が五〇円になります。そうなるとうなるかといいますが、日本の枝肉の再生産可能な価格は今四六〇円前後だと思えますけれども、従量税四八二円が五〇円になりますと、日本に入ってくるアメリカ、カ

ナダ、メキシコの豚肉は、四〇〇円を割って輸入され、その結果、我が国では三五〇〜三七〇円ぐらいの上物加重平均の相場が形成されるだろうと思います。

そうしますと、今の従価税四・三%がなくなりますと、二三円輸入価格が安くなり、それと従量税が今から一〇分の一近くまで落ちます。そのことを想定しますと、今の穀物相場、為替、原油価格——今、原油が三二〜三三ドルとちょっと下がってきまして、アメリカの豚肉は、外ももとか肩などの部位ごとに低級部位が相当安くなって入ってくる。それによって、ご承知のように、枝肉相場というのは、パーツ取引ですと、低級部位と同じような形の動きでの枝肉価格が下がってくると思います。

どういふことかといいますと、今、仮に豚肉低級部位の相場をkg当たり五〇〇円としますと、アメリカあたりから来る肉が、五〇円の従量税がかかったとしても、三七〇円前後で入ってくる可能性があるわけです。そうしますと、一対一でいきますと、日本の外ももとか肩などの低級部位が四〇〇円を切って、三五〇円前後になるだろうと思います。ですから、相当影響が出てくるわけですが、生産コストを下げなければいけないわけですが、でも、その部分が、四六〇円から一〇〇円ぐらい下がった形の枝肉相場が想定されます。ですから、法制化し

て、その不足の部分の補てんについては基金の積立割合を三対一にしていかなければ大変だろうということに要請をして、それが実現の方向にあります。政府が試算するT P Pの影響数字は近々出るのでしょうか、豚については余りないだろうと言われています。

ただ、全体的にいえることは、世界の豚肉の需要バランスからいいますと、世界中で豚肉を輸出している量は四〇〇万トンぐらいしかないんです。そのうち八〇万トンが日本は入っていますから。これが約二〇%です。これは隣の中国の生産がちょっと落ちただけで、去年は四%ぐらい落ちただけで六〇万トン不足しています。そうすると相場が上がっているということですから、この自給率を維持していく意味では、我々は今の自給率のバランスを崩すようなことがあった場合には、日本人の動物たんばく摂取の五八%が豚肉ですから、今の自給率を維持していかないと、高いものを買う状況になってくるだろうと考えられます。今後のT P Pの影響でどうなるかということになりますと、今迄述べた低い相場が形成されるので、それを政策としてどのようにサポートしていくかということが大事だと思います。

枝肉相場三六〇円に対応できる農家は？

小林 ありがとうございます。

差額関税制度が今回大きく変わり、——差額関税とは言えないとも思うのですが、——合意内容が実施されると、日本の枝肉相場が三六〇円/kgほどにまで低下するのではないかと。そのときに、国内生産者がその相場で行っているかどうかという問題だと思うのです。その三六〇円の相場ということで、どのくらいの養豚農家が達成できる見込みでしょうか。

志澤 多分、頑張っても四〇〇円ぐらいの生産コストにしか下げられないと思います。ただし、一母豚で子豚三〇頭生産できるとか、飼料要求率が三とか、経営的に自分たちが努力しなくてはならない数字を目標として掲げていますけれども、半分ぐらいの農家しか到達できないと思います。トップレベルは三〇頭いっていますけれども、今の日本の平均ですと、二〇頭とか二一頭ぐらいしか生産されていませんから。これを二五頭ぐらいにもっていくというのはそんなに難しい話ではないと思います。疾病が一番大きな問題ですけれども。

ですから、今は四六〇円ですから、努力しても四〇〇円とか四一〇円とかで、これを三五〇円にするのは大変だと思っています。そうするには、先ほどいきました規制緩和を含めて、どう対策できるか。そこがかなり大きな問題だと思っています。

コンビネーション輸入は変わる

それと、ゲートプライス（分岐価格）の五二四円を守ったということですが、批准後五年間は従量税は一二五円に引き下げられるので、その間は差額関税制度を守っていたほうが、輸入業者が税金を払う額が少ないわけですから、高級や低級部位などいろいろな部位を組み合わせて五二四円の価格にするコンビネーションを組んでくると思うのです。七〇円になったら、輸入業者はリスクが少ないほうで輸入してくると思います。ですから、当然、五〇円になったらコンビネーションは組まないと思います。

豚については枝肉取引とパーツ（部位別）取引があり、そのパーツの指数が枝肉価格に対して一・三倍とか一・四五倍という形で、高級部位は高くなります。一方、低級部位の場合は一対一なんです。つまり、枝肉価格と部位別価格が同じということですね。ですから、どうしても相場は引っぱり張られるだろうと。日本の養豚生産者が挑戦できるのは、今のご質問でいくと、五〇円引き下げがぎりぎりだろうと。つまり枝肉で四一〇円/kgぐらいです。これも結構厳しい数字だと思います。そうしますと、八〇万トンの生産量でいきますと、三六〇円との差五〇円を掛け合わせると四〇〇億円ぐらい足りなくなる

わけです。

ですから、法制化をしてそういう位置づけをしておけば、後継者が挑戦をしてくれるだろうし、生産コストを下げる努力は規制緩和とあわせてやっていただければ何とかなるだろうと思っています。他力本願だけではなくて、自分たちが自らやらなければいけないことは、冒頭申し上げました三つか四つの課題があると思います。

小林 そうすると、現行、三六〇円を達成している経営というのはいないということで、これから生産者として取り組む目標、一これも母豚一頭当たり出荷頭数三〇頭以上というのは相当なチャレンジな話だと思いますが、一そういうものを達成したとしても、さらにさまざまな規制緩和ですとか政策的な対応を行っても難しい状況にある。そうすると恒常的に経営安定対策が発動するという状況になるのでしょうか。

志澤 非常に難しいんです。為替がどうなるかで違いますね。それから、輸出国の状況によっても違いますね。ですから、例えば、去年よりも今年のほうがアメリカの豚肉は上がっていますよね。それはどこへ行っているかというと、中国に行ったりメキシコに行ったりして、日本ではないんですね。それで、下がるかと思ったら、下がらないんです。ですから、需給バランスがどうかということと、穀物相場と、原油価格等々も影響して。豚肉

はたまたま国際商品としてかなり脚光を浴びていますから、コストを下げる努力をすればいいけども、果たして四一〇円になるかどうかというのは難しいところですよ。

小林 セーフティネットとして一応それがあるということが必要なのだというお話ですね。

志澤 そうです。

加工品の影響

小林 それから、もう一つ、加工品についても、その影響というのは、もともとハム・ソーセージなどの加工品は輸入豚肉を原料として日本で加工するから、そんなに影響はないんじゃないかという国からの説明もあるようですが、その辺はどのようにお感じですか。

志澤 一番の問題はシーズンドポークと言う輸入形態です。〇・三%ぐらいコショウを入れて小片にして輸入する方法です。これが六年後に無税になりますよね。これは結構大きいと思います。それは、豚肉の四九のタリフラインの中に入っていますから、これが関税ゼロになった場合には、相当そういうものが入ってくる可能性はある。それを加工する技術も日本ではかなり発達してきているようですよ。

それから、ハム・ベーコンも一一年後には無税になりますね。今、裾物というのは、どちらかというと練り物

製品になっているのですが、その部分が安く入ってきますと、高級部位はいいとしても、裾物関係が行くところが無くなって、そこが相当下がってきたときには、やはり豚肉相場を押し下げる力は大いだと思います。

ですから、残る方法としては、やはりクオリティの高い、安全で安心な豚肉加工品をどう作って消費者にちゃんと理解してもらいながら、評価されて、付加価値の部分をどう買い取ってもらえるか。これにかかってくると思います。

酪農の現状

小林 ありがとうございます。

それでは、次に、馬瀬口全国酪農協会会長からは、酪農について同じようにお話を伺いたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

馬瀬口 全国酪農協会の馬瀬口といいます。よろしくお願います。

志澤会長から養豚について、ただ今、ご説明がありました。非常に明快で分かりやすい。それに対して酪農に関する私の説明は恐縮ですが、少し分かりにくい話になると思います。

酪農の状況は、T P P 交渉に入る以前の段階で、すでに飼料価格高騰等により非常に厳しい状況にありまし

た。まず、私の持論である「本来の酪農のあるべき姿」が、農業関係者にも意外に理解されていないと感じることがありますので、一部失礼な点があるかもしれませんが、はじめにお話ししたい。

全国酪農協会では、平成二〇年前後の飼料価格高騰による酪農危機の進行に対して打開策を提言する目的で酪農研究会を設置。日本大学的小林信一教授に専門部会長を務めていただき、これまでに三回、政策提言を発表し「日本酪農の危機打開のための緊急提言（平成二五年七月二四日）」を四六頁以降に掲載、この六、七年間、懸命に酪農乳業界の様々な課題と解決に向けた政策のあり方などを模索してきました。その中で、一口で申し上げますと、現在の日本の酪農の姿が、本来のあるべき酪農の姿から大きくかい離してしまっており、軌道修正する必要があるということを感じています。

日本の酪農は、昭和四〇年頃から食事が洋風化するにつれて急激な発展をしてきました。そのときに経済発展の急速な勢いに押されるままに、本来の酪農の姿を忘れてしまつて、効率、合理化、そして生産の利益を求めて、あまりにも規模拡大のスピードが速すぎた。もっと時間をかけて、自然の中になじり足をつけて、地域に密着した本来の酪農のあるべき姿を確立していく必要があります。



馬瀬口全国酪農協会会長

例えば、日本の酪農家で飼養されている品種はホルスタイン種がほとんどですが、欧州では国によって、同じホルスタイン種でも、大きさも能力も飼養管理の仕方、それぞれの地域によって独自性と地域に密着した飼養管理方法がとられています。それに対して日本の場合は、ほとんどが同じような飼養管理で輸入の乾草、穀物を主体に給与しています。体型等についても米国のコピーそのままであって、日本にふさわしい体型や能力、与える飼料に適した改良がなされてきたのか、その原点が今こそ問われています。良し悪しよりも、その原点を見直すことが、まず大事なことです。

こうした中で、先のT P P大筋合意がなされ、問題が非常に複雑化して各地の酪農家が将来を悲観することが起きています。期待が持てないという段階は、とうに過ぎてしまっ、将来性を非常に悲観している状況にあるのが、日本の酪農の抱えている現実だと私は捉えております。

そこで、今回のテーマに沿って申し上げますと、T P P大筋合意によって、その影響を試算するときに酪農は

非常に難しい課題があります。生乳は食品として利用される場合に非常に多岐にわたっているということがその理由です。そのため、取引価格も飲用乳価から加工原料乳価まで用途により二〇種類以上とも言われるほど、細分化された取引単価があります。

従って牛乳乳製品のT P Pの影響試算の場合には、非常に複雑な要素が多くあり正確な把握は困難なのが現状です。その結果、酪農は養豚や肉用牛と比較すれば対策が非常に出遅れてしまったと感じています。アピールする側も明確な分析もできていませんし、受ける側も、今、お話しいただいた養豚のように数字による明確化した話ができます。

対策を要請したときに、どのような影響があるのか、もう一度、冒頭の話に戻りますが、根本の発想を大きく変えていかなければいけません。しかも、酪農は時間と投資額が非常に大きく、他の作物には類をみないリスクを背負っています。この現実の中で、方向転換しなければならぬ課題と外圧（輸入自由化圧力）に対応しなければいけない。この二つの大きなリスクを改めて整理して、対策を検討。要請していかなければならないと考えています。

我々が政策提言する中で見てきた酪農の姿は、先ほど述べたように日本経済の高度成長のときに、本来の酪農

の姿である土地利用型の方向から、はずれてしまった。規模拡大していく中で酪農の現実には分業化して、搾乳する人、育成する人、コントラクターという、言葉はきれいですが餌をつくる人、それは海外に求めている餌もあるわけですが、分業化してしまった。本来の酪農の特徴が失われてしまったのではない。

やはり、本来目指すべきであった地域に密着した酪農の姿を取り戻していかなければなりません。その役割を家族経営が担うものだと思つづけると、例えば都府県の場合、飼養頭数五〇頭以下の家族経営が約八割を占めています。八〇頭未満、つまり家族で頑張りがら雇用を入れる規模まで含めたとすると、九〇％以上が家族経営だということです。企業的な酪農経営は一割に満たないといつても言い過ぎではない現状にあるわけです。

もう一点、現在の課題について指摘したいと思います。北海道と都府県の酪農は、これまで国の様々な政策支援の中で区分がなされ整理されてきました。そのため加工原料乳生産者補給金制度をはじめ既存の政策は、本来、北海道、都府県のどちらにも恩恵があるような制度設計になっています。しかし、国の政策資金の八五％程度が北海道に給付されている現状の中で、都府県酪農の衰退を見ますと、制度本来の趣旨である価格安定の恩恵を都府県も受け、酪農振興につながるといふ観点からみ

れば、時代の変遷を受けて再検討すべき課題があるという状況です。

従つて既存の政策で足りないことや、今後の対策としては、酪農は一〇〇年を計として物事を整理していかなければならぬと思つています。このまま米国依存型のコピでつくってきた酪農の歴史・文化、技術を継続して良いのか、雨が多く、北から南まで気候の差がある中で、現状の日本の酪農が風土に本当に合っているかどうかは検証の必要があると思ひます。そうしたことも含めて、今後の酪農政策のあり方については、時間をかけて深く掘り下げていかなければなりません。

同様に自給飼料の政策や配合飼料価格安定制度（基金）について考える場合にも一つ一つ切り離してできない複雑なものが絡み合っています。日本の酪農は歴史が浅い裏返しでもありますが、他国、例えばEUなどでは酪農を柱にした農業を組み立てています。そのEUをモデルに比較すれば、時間をかけて地域に合った文化をつくっていかなければならないと思ひます。

繰り返になりますが、意外に本當の酪農というもの皆さんに理解されていない。農業関係者以外、例えば教育現場の話を見ると、極端に言えば和牛の乳も牛乳に利用しているとか、乳頭がいくつあるかもわからないのが現実です。余談になりますが、今、消費税の議論の

中で、牛乳は生鮮食品ではない、加工品だと位置づけられました。当たり前ですが、牛乳は鮮度を重視して、消費者の皆さんは買っていますから、感覚的には生鮮食品だと理解していると思います。しかし、消費税の議論をするときには加工品と位置づけられています。缶詰と同様の位置づけです。酪農現場からすると、議論と実態が非常にかけ離れています。酪農関係者は原点に立ち返って、今ある常識を見直して、もう一回積み上げていって、あるべき姿をしっかりと議論するときに来ている状況だと申し上げたいと思います。

TPPにおいて何を求めて、何が不足しているかは、酪農が出遅れている現状にあることを指摘してきました。そうした中で酪農後継者が将来を非常に不安視していることを考えると、酪農にも生乳価格をより一層安定させる政策ですとか、安心感を与えられる所得確保の政策ですとか、自給飼料を作る政策では、遊休農地を有効利用すべきと思うのですが、行政が基幹となって新たな視点での政策を早急に積み上げ、検討していただきたい。

TPP以前に脆弱化している酪農

小林 酪農協会さんからは、かなり詳しい資料を提出していただいて、会長のほうからあるべき姿のお話があ

りました。

まず、酪農の現況の問題は、TPP以前にかなり構造的な危機が進行しているというお話があって、既に生乳生産量はピークの八六〇万トンから七三〇万トンまで落ちてしまっている。特に都府県の酪農経営の生産がかなり脆弱になっているという問題意識があるということです。で、先ほど補給金の問題もありましたが、北海道対策という形で、生産者補給金制度について、これまでは特定乳製品——バターや脱脂粉乳のみに対しての補給金があったのですが、前回、チーズが入りましたけれども、今回、液状乳製品も含めて、加工原料乳全体については生産者補給金の対象にするのだというお話が、対策の中ではかなり現実味を帯びている。しかし、それはほとんど北海道対策であって、今一番問題になっている都府県の酪農には政策の恩恵が及ばないではないかというお話につながるのだと思います。そのことが結果的には、都府県の家族経営がどんどん分解してなくなってしまう、それでいいのですかと、そういう思いをお話したかったです。

馬瀬口

酪農家戸数・飼養頭数の減少には非常に危機感を感じています。具体的には平成二三年から平成二七年までの最近五年間を見ても全国で三三〇〇戸の酪農家戸数が減少し、飼養頭数も九万六〇〇〇頭減少していま

す。このうち、都府県は、戸数の減少では七六%、頭数の減少では六三%を占めており、危機的な状況にあることを改めて訴えておきたい。

TPPの影響

小林 TPPの合意も、会長が繰り返しおっしゃっていますけれども、複雑でわかりにくいものがあるのですが、脱脂粉乳とバターについてはTPP枠というものをWTO枠にプラスして民間貿易で入れるということがあるのですけれども、一番懸念しているのは、ナチュラルチーズのCHEDARやゴーダチーズの関税が低減されて、抱き合わせ関税——国産チーズを使うことによって安く輸入品を入れられるという制度が実質的に無意味になってくるということです。国産チーズの生産が、TPPの批准等を考えると、八〇一〇年ぐらい後には輸入にとってかわられるのではないかと。国産チーズが非常に厳しい状況になってくる、またホエイの関税も引き下げられるというところで、これもチーズの副産物ですので、安く輸入されると、国産チーズが非常に厳しい状況になるということが一つです。

それから、もう一つは、今は個体販売の副産物価格が高く、酪農家の所得もそのために、かなりよくなっていますけれども、TPPの影響で牛肉価格が低下すれば、

副産物収入が減少するということでも酪農家の所得を大きく損なうことになるのではないかとということです。

それでは、今のお二人からのお話の中で、最初は、現在の酪農ですとか養豚の状況の把握ということでお話しいただいたことについて、委員の先生方から、ご質問やコメントがありましたらお願いします。

肉牛への影響はどうか

その前に、肉牛の生産者団体の方は今回はいらしていませんので、神山先生から肉牛についての現状について、コメントをお願いしたいと思います。

神山 牛肉については、ご承知のように、三八・五%の関税を一六年目には九%に削減をしていく。その間、セーフガードの措置をとるわけですが、そのセーフガードを発動する場合の基準数量について、段階的に引き上げていくわけです。発動した際の関税も段階的に引き下げて、三八・五%に戻るの発効四年目までだけで、三〇%、二〇%と引き下げ、一五年目からは一八%ということですが。

過去最高の牛肉輸入量は平成二二年度（二〇〇〇年度）の七三・八万トンです。その年度の牛肉総供給量が一一〇万トンです。その過去最高の輸入量が最終段階一六年目のセーフガードの発動数量になっています。つま

り、そこまで牛肉の輸入をふやしていくことになってくる。

現在の牛肉の日本全体の消費量は、八七万トンから、多いときで八九万トンぐらいです。宮崎県で口蹄疫が発生した年が平成一二年（二〇〇〇年）です。平成一三年は国内でBSE（牛海綿状脳症）が発生した年です。特にその段階で、アメリカ、オーストラリアからの牛肉輸入量が増えてしまった。その段階の水準まで牛肉輸入量を増やすというのが、今度のTPPの合意内容です。

牛肉全体の消費量は八七〇八九万トンですから、影響はやはり大きい。酪農との関係になりますけれども、交雑種（F₁）、乳用おす牛はアメリカ産の牛肉、オーストラリア産の牛肉と完全に競合するわけですので、そこに影響が出てきます。その結果、牛肉は全体として価格を押し下げていくことになるかと思っています。

マルキンの問題点—セーフティネットとして機能するか

それから、養豚の経営安定対策（豚マルキン）との関連で、肉用牛飼育経営安定特別対策事業（新マルキン）の補填金単価と生産者の積立金の問題があります。平成二五〜二七年度の補填金の単価と、生産者の積立金を比較すると、既に交雑種（F₁）と乳用種では、生産費と販

売価格との関係でいうと採算がとれないという状況があらって、補填金が支払われなければ、経営として成り立っていないという形になってきています。

肉用牛の生産者積立金は一对三になっているわけですが、その一部の部分（生産者負担分）が、肉専用種は一頭当たり一万円、交雑種が二万五、〇〇〇円、そして乳用種は平成二七年度は一万七、〇〇〇円に下げてもらったわけですが、平成二六年度の生産者積立金は、F₁は一頭三万円、乳おすは一頭二万円です。今まで最高に所得があった年で、一頭当たり五万〇六万円ぐらいが肉用牛肥育経営の一頭当たり所得です。所得五万円ぐらいのところまで二万も三万も生産者積立金を払わざるを得ないという仕組みになっています。

確かに肉用牛の経営安定対策は日本の中では最初に組み立てられて、かなり優遇されてきたわけですが、今になって問題が起こってしまっている。交雑種、乳用種のところで大きな影響があるのと同時に、平成二四年度（二〇一二年度）の第4四半期（二〇一三年一〜三月期）の段階では、養豚経営安定対策も肉用牛の新マルキンも事実上破綻をして、養豚のほうは予備費を取り崩して対応したわけですが、新マルキンのほうは、平成二五年二〜三月の分は満額補填できなかったという経緯があるわけです。そういう意味では、今回、養豚のほうからも要求

されたマルキンの制度が法制化されるということは、非常に重要なことだと思います。肉用牛のほうからも要求が出てきていたわけです。

ただ、こういう実態になっているというのは押さえておく必要があるだろうと思います。国が三、生産者が一と負担をして、生産者の積立金をやっていった場合も、一頭当たり二万円とか三万円を積み立てなければいけないという状況をどうするか。これから価格が下がっていった場合に、どう安定的な制度にしていくか。それは今後の課題だと思います。

小林 肥育牛と養豚についてはマルキンという制度があって、これ自体は所得補填的な機能をもっているのですが、今回、それを事業から法律に基づくものにするとか、生産費と実際の価格との差額分の現行八割補てんから九割に上げる、そして、養豚においては肉牛と同じように生産者の拠出金を国が三、生産者が一にするといった改革内容は前進だとは思いますが、そこにまだまだいろいろな課題があるというのが、今の神山さんのご指摘だったと思います。

一つは、補てんが続いて、あるいは多額になったため基金が枯渇してしまったり、もう補填できないよということでは、本来の目的を達成できないではないか。法制化によって一般財源で出すということは前進なのです。

が、法制化することで積立金がなくなっても、一般財源でちゃんと補填してもらえるのだろうか。財政が非常に厳しい状況の中で、それができるかどうかという心配が残ります。

もう一つは、生産者の拠出金自体がどのくらいの金額になっていくのか。今、豚は一頭七〇〇円ぐらいでしたか。それがどのように変わっていくのか。これは補填の割合が増えていけばいくほど今は高くなっていくので、その拠出金自体が経営を圧迫するような状況になる恐れもある。

さらに、粗収益が非常に下がっていくと、生産費との差額の八〜九割といっても、家族労働費を償わないというケースもあるわけですね。実際に乳用種去勢牛などはそういった時があったということで、物財費までも償わないという状況もあるかもしれない。輸入物がかなり安く入ってきた場合を想定すると、本当にセーフティネットになり得るのかという問題があるわけですが、志澤会長はそこまでは考えなくてもいいというお考えでしょうか。

志澤 いやいや、考えておく必要があると思うのですが、現在の豚肉の自給を含めて、国際価格が幸いここ二年ぐらいの相場は良いのですけれども、先ほどお話しになった二〇一一年頃は安定対策事業の補てん金が必要

くなって、補正予算で一四億円を手当てしてもらいましたが、この時のように財政状況が良ければいいのですけれども、その保証はありません。それで、T P Pの問題で、米韓F T Aのときに、光と影ということで、この間も自民党でその話をしたのですけれども、一四兆円の経済効果があり、重要五品目をきちっと守るとというのが国会決議なので、そこを我々も押し出していくことが大事だろうと思っているのですが、補正をしたときに、破綻は当然一般財源から補給する体制でいくのだろうと思っ
ていますけれども、相場形成でいきますと、牛乳や肥育とはちょっと違ってしまして、豚については今まで恩恵は余り受けていません。その結果、自由化から比べると一〇〇分の一ぐらいの養豚農家戸数になっているわけです。

そして、それに合わせて生産体制を大規模化してきているわけです。ある調べによると、日本の養豚は世界で一番大規模化していて、母豚一八〇頭の一貫経営ぐらいが平均飼養頭数となり、相当国際化になってきたわけです。

養豚、酪農の存在意義

小林 今の前段のお話ですが、果たして養豚を日本で生産する意味があるのかというところは、酪農もそうで

すし、養鶏などもそうだと思います。ただ、養豚については、私はさすがだなと思ったのは、養豚農業振興法を作って、その中で国産飼料や未利用資源などのエコフィードの活用をやっていくという役割が養豚にはあるとされている。これは豚マルキンにも、そのことを条件として書き入れていらっしゃるのがなかなかすごいなと思います。酪農についても、酪農協会が主導して、平成二十一年、六年前に、私たちも入っていたいで提言を今まで三回やったのですが、その中でも養豚協会の提言と同じように、まず、生産者として取り組むべきこと、そして次に政府へ要望することというように分けて要請しました。その中でも、存在意義は、もちろん生乳を生産するということが一番大きいのですが、それだけではなくて、前段に馬瀬口会長がおっしゃった家族経営が都府県においてあるべき姿の一つとして、自給飼料生産を行うということもあるとしている。

その辺に関連して、いかがですか。

馬瀬口 先進国には見習うべき歴史があり、諸外国に行っても生乳生産量の半分以上は家族経営が担っており、小規模でしっかりと地域の中に分散しています。こうした現実があるわけですから日本だけが、やみくもに合理化、大型化を求めていく産業ではないと理解しています。

志澤

こういう議論のときに、日本の国土なり国境なりを守るのであれば、国際分業論は論じられるべきです。我々畜産農家というのは、ものすごく苦勞しながら国際化に対応しているわけですね。そのときに、日本は工業国だからいいよと、欧米の余った農産物に全部頼ればいいじゃないかと。でも、極東という非常に重要なポジションにいて、シーレーンさえ守れない国が、食料の自給というのを離していいのかどうかと。そういう国民的議論をこういうときに大いにすべきではないかと思えます。

これはマスコミに言っても、なかなか取り上げないんです。そんな高いものを買うのだったら、もっと国際自由化してしまつて、国民の負担を少なくしたらいいだろうと。一時的にはそれでいいかもしれません。でも、長期的に、人口増に向かっては食料自給というのは欠かせない。まして、日本の国土というのは三分の二が中山間の急傾斜なんですね。国土を守るためには、あるいは厳寒の北海道の土地を守るには、酪農が立脚しているわけですね。

南に行きますと、尖閣周辺だってサトウキビと牛です。今、地方創生と言っていて、その中で地方を守っているのは畜産がリードしているんです。米施策一つとっても、その余った米をだれがとるのと。それは輸出す

ば一番利益があるけれども、本来の国土を守るという前提で考えれば、循環をさせるのが一番いい。ですから、藁は酪農でしようけれども、粕の穂は豚が受けますよと言っています。一一〇万トンの飼料米を受けても、置きかえれば餌全体の二〇％ぐらいの飼養量になりますね。そういうことを考えると、もっと循環をしつかり考えて、国土を守るために畜産というのはちゃんと立脚しているだろうと思います。

それは光で得た利益を影に持っていくのは当然じゃないかということを主張しているんです。しかし、これが高かなか受けてもらえないんですね。じゃあ、教育をとというと、効果と結果は六〇年先になりますから。ですから、そういうことを今きちっと国民的議論にしていくなきゃいけないのか。食えないから助けてくれと、これじゃないと思うのです。

小林 宣伝ですけれども、我々が書いた『日本を救う農地の畜産的利用』という本があって、まさに今、志澤会長がおっしゃったように、日本の農地は相当荒れ果てて、約四〇万ヘクタールが耕作放棄地で、ますますそういう状況が続いていく。水田にコメをつくってもなかなか人間が食べないという状況の中で、じゃあ、だれがそれを利用するかということ、やはり畜産的な利用が最も可能性があると思うのです。

おっしゃったように、農地をどう利用し、管理し、次世代につながるかということ、また日本も海外から食料を高くても買えるほどの金持ちではなくなってきたというところもある。畜産物がどんどん高くなる、食料品がどんどん高くなる中で、日本が買えなくなるという状況がもう本当にきているということを考えると、日本できちっと生産していくことが安全保障において意味があるということですね。

養豚経営で後継者が確保されている理由

TPPの効果は非常に少ないというお話も服部先生はされていますね。そういうことも含めて、何かご意見はございますか。

服部 きょうはどうもありがとうございます。私も初めて団体のトップの方からお話を伺って、そういうことなのかと思うことが多々ありました。

私は、酪農に関しては、おとしから、店頭にバターがないという様子をみたときから、それまでは酪農というのは日本の優等生だと思っていたのですが、素人判断なのですけれども、規模拡大もやられたし、専業農家は多いし、なのになぜこんなことになってしまったのだらうという大きな疑問をもって、ない知識を絞っているところ考えることが多かったのですけれども、きょう馬瀬口

会長から「どういう酪農を日本につくるべきなのか」というもともとの発想にも問題があったというお話を伺いました。

おっしゃるように、確かに養豚と酪農とは違うと思うのです。北海道などはどこをみても酪農家が農地を維持しているという面があるわけですから、いわれるように、地域に根差した酪農業という発想、酪農の場合にはやはり人なのだというお話を聞いて、私も初めて、そういうことだったのかという感じを受けました。それで、この一年間ぐらいいもやもや考えていたことに対して、こう考えるべきだという示唆を与えられたような気がいたしました。

それから、志澤さんのお名前はTPP関連で新聞で何回も拝見してきました。「従量税が五〇円になれば日本の豚肉の価格はキロ三五〇円になる、これでは再生産できない」という御発言は何回も新聞で読んでいたので、一度詳しいお話を伺いたいと思っていたので、きょうはお話を聞けて、ありがとうございます。

それで、一つ質問させていただきたいのですが、最初、養豚の場合には後継者がしっかりしているというお話がありました。ほかの分野は必ずしもそうではないと思うのです。米にしても。それが日本の農業の一番大きな問題だと思うのです。養豚は大規模化がちゃんと行われ

て、専業農家として確立している養豚農家が多いので、それは当然、所得もそれなりに確保されているから、後継者の問題はないのだなと想像するのですが、それでよろしいのか。あるいは、それ以外にも幾つかの要因があるのか。後継者がしっかりしているということは大変大事なことだと思うのです。それをお聞きしたいと思いました。

志澤 養豚は、一つは昭和四五年ごろを境に、育種改良の問題についても、国は関与しなくてもいいよと、民間がやりますからと、そういうふうにな手挙げて、そのときは病気の問題がまだ余り大きくなっていなかったものですか、そういうことで大型化する中で、どちらかというと日本の養豚産業はイギリスの中型品種をもってきてやってきたわけです。

その後、アメリカ戦略は、アイオワ州やイリノイ州から、たしか山梨県の台風のとくに豚と穀物を一緒にもってきてプレゼントしてくれたんです。それはどういうことかという、ハンブシャーという品種が入ってきて、それは今ならわかるのですが、アメリカの穀物輸出戦略だったわけですね。

同時に、そうだったら、アメリカの養豚のビジネスモデルを日本でどう作り上げるかということで、若い連中も含めて、企業文化としてアメリカの養豚を勉強しよう

じゃないかとなりました。それで、派米青年に行くとかして、そういうものを持ってきた。その後、今度は、ヨーロッパの養豚を勉強するべきじゃないかということで、特にデンマーク、オランダなどですが、そういう形で、若い連中が積極的に刺激を求めて世界に出掛けて行った。それを持ち帰って経営に生かし始めた、というのが、今、先生がおっしゃられるような形の中で後継者が育っていった。

それから、ベンチマーキング、経営分析をきちっとして、何が問題で儲からないのかというようなことを含めて、篤農家ではなくて、国際的に生き残れる養豚になるためにはどうしたらいいのかという、その技術交流を含めて経営管理、そういうことをかなり積極的にオープンにした。そして、ベンチマーキングも、何が問題で、どうしてコストが下がらないのだといったことも公表してきた。この企業文化が、この三〇年間ぐらい、特にいろんな大学から協力された部分もあったと思うのです。その辺が国際的に、余り過保護ではなくて、適度に保護されながらということ育ててきた部分が大きいと思います。

ですから、後継者が今でもヨーロッパ等に見学に行くと、例えば、食品残さを活用した餌づくりをしていくというの、オランダ、ドイツあたりのリキッドフィーデ

イングを取り入れてやってきました。私もかなり失敗しそうになって頑張って、今から一八年ぐらい前からリキッドフィーディングを始めているわけですけども。このような刺激があったというのは間違いないと思います。

装置産業としては養鶏が養豚よりもっと進んでいます。ですから、T P P 対策で発表される補正予算の問題もあります。畜産全体の予算は恒常的に一、七〇〇億円ぐらいで、牛マルキン関係が八五〇億円とか九〇〇億円とかで、酪農が四〇〇億円ぐらいです。豚は一〇〇億円、鶏は五〇億円ぐらいということで来たものですが、養豚はかなり粗雑に扱われていたので、何とかしなければいけないという自己啓発が生まれてきたのではないかと。それをいって酪農家には悪いですけども(笑声)。

これは私も養豚だけ残ればいいのではなくて、畜産全体が今のスキームで、きちっと生き残るような体制づくりを訴えていかなければいけないと思います。私は昭和四五年ごろから養豚専業で来た中で、今、国の育種改良の問題については、国がもう少し積極的にかかわって養豚振興させなければいけないだろうということで、予算が多少用意されたと思います。

乳価について

服部 もう一点ですけども、酪農協会の馬瀬口会長さんに伺いたいのですが、「牛乳について二〇幾つ取引がある。T P P の影響を試算する必要があるといわれても、それは簡単にできない」というお話を伺いました。私は、なぜ日本の牛乳生産がこんなに減ってしまったのかということを考え調べたいときに、牛乳の取引価格のデータがないんです。どこの国でも牛乳の取引価格のデータは出てきます。アメリカにしたら、E U にしたら。それが日本の場合は統計として取引価格がない。

農林省のホームページをみても出てこないの、恥を忍んで私は農林省に電話したんです。そうしたら、「それは団体に聞いてくれ」といわれたんです。取引は団体がやっているからと。だから、結局、取引価格としてこれだというものを農林省も出していないわけです。思ったのですけれども、そういう理解でいいのでしょうか。

馬瀬口 答えとして合っているかわかりませんが、先ほど、バターが不足し店頭からバターがなくなったときに、消費者は牛乳もない、不足していると錯覚しているのですが、実際には、飲用牛乳は不足していません。まだ、値下げ競争が行われています。それは酪農乳業界が

複雑化してきた部分があるからという面もありますが、生乳の用途が非常に多岐にわたっていることが最大の要因だと思います。

小林 先生がおっしゃる乳価がわからないというのは、どこの部分ですか。総合乳価のような形では農水省は一応発表はしているのですけれども。個々のチーズの乳価とか、そういう話ですか。

服部 牛乳の生産者（団体）と乳業メーカーの間の取引価格です。

小林 総合乳価が出ているというぐらいですかね。

矢坂 指定団体ごとのプール乳価は政府は公表していません。

神山 加工原料乳と飲用の乳価とは違うから、その比率で大分違うんです。

酪農における所得補償制度について

小林 経営安定対策については、先走った議論で、そもそも酪農については、経営対策がないというか、酪農協会の提言ではそれを入れてくださいという要請はしているのですが、国のほうはそれはまかりならんという状況があって、現行の加工原料乳の制度自体を若干直すというままのようなのですが、ただ、所得補償的な経営安定対策も考えないではないというようなニュアンスも聞

いているのですけれども、その辺今はどうなのでしょう。

馬瀬口 繰り返しになりますが、善意に解釈すると、国が政策を整理するには時間がかかる、かかってしまうということなので、検討を継続しながら他の畜産物と遜色のないような平等性をもった議論は、していきたいと思いますというのが現在の状況です。現在、加工原料乳の生産者補給金制度がしっかりあるものですから、TPP以後にも、しっかりと機能を果たしていくことができるか、どうかの議論も並行してやっていかないとけない。当然、都府県の酪農もあるわけですから、すでにある既存の制度で十分だと頭から否定されたりもしますが、新たな制度が必要だと考えると、これらの整理に時間がかかったりと、ジレンマがある状況にあります。

小林 つまり、既に暫定措置法といっても、発足後五〇年になる加工原料乳生産者補給金制度があって、これは実は平成一二年（二〇〇〇年）のときに大きく変わって、一種のげた——固定的な支払いになってしまっ、平成二〇年あたりの飼料価格高騰のときにはほとんど機能しなかったという問題があるのではないかと我々は指摘しているのです。それが若干手直しされたといって、現在の脆弱化した酪農経営の状況が本当に救えるのか。現行の制度があるから所得補償制度と両立しないという

ことが国の立場のようなのですが、そこを検討するといふ話になっているわけですね。

馬瀬口 はい、検討はするといっています、どこに重きを置くのか。都府県と現行制度の恩恵を受けている北海道との間でどのように酪農振興を考えていくのか、総合的に検討していくことは大きな課題だと思います。

小林 従来は、加工原料乳地帯が非常に厳しいということ、そこを支えることによって日本全体を支える。つまり、飲用乳地帯のほうが経営的にいいということ、加工原料乳地帯を支えることで、全体を支えるということとやってきたのですが、それがどうもそうならなくなっているのではないか。むしろ都府県酪農のほうが厳しい状況で、そこについては直接的な政策支援が現在ないことが問題だという認識だったと思います。

梶井 今、政府のほうでそれを考えているということ、この内閣の牛乳に対する手当てというのは、「生クリーム等の液状乳製品を加工原料乳生産者補給金制度の対象に追加し、補給金単価を一本化した上で、当該単価を将来的な経済状況の変化を踏まえ適切に見直す。」と、これしか書いていないんです。

小林 そうです。今はそれだけです。

梶井 今の一一般の飲用乳に対する影響というのは、全然考慮していないということですか。

馬瀬口 従来から政府の説明では、北海道にそうした政策の手当てをしていけば、それは間接的に飲用乳も含めた都府県の酪農にも底上げになるという説明なので、す。

梶井 いつもそういう言い方をするんですよ。

馬瀬口 ただ、先ほど言われたように、昭和四〇年に加工原料乳生産者補給金制度ができた時点からみると、生乳や牛乳を保存して流通する能力、つまり広域化流通する能力は、すごく進化しています。当時の発想からすると全く今は通用しない現実もあります。北海道から九州まで輸送する技術がすでにあるわけです。

では、輸送運賃を差し引いた生乳の単価がそれに見合ったバランスがとれているのかというと、考慮されていないと部分や取引上、奨励金を出したりして複雑化している部分があると思います。いずれにしても、都府県酪農を救うためには、政府が今回、TPP交渉において乳製品は守ったよと言っているわけですが、その言葉がなかなか心には響かない厳しい現実があります。特に都府県の酪農家には届いていないというのが現実ではないでしょうか。

梶井 生クリーム等の液状乳製品を追加するということ、じゃあ、北海道の酪農はこれで大丈夫なのですか。

小林 そこも議論があるところだと思うのですけれど

も。

矢坂 それは価格水準がどこに設定されるかによって大きく変わると思います。チーズに鞘寄せするのか、生クリームに鞘寄せするのか。

梶井 こういう手当てで行けるのですか。

矢坂 バター不足問題を契機にして、チーズ向け、特定乳製品向け、液状乳製品向けを統合した加工原料乳価にしようという議論が進んでいました。生乳の不足基調が続いている中では、用途別に乳価を細かく分けて拡販を図るよりも、もっとシンプルにして乳価体系の透明性を高めたほうがいいという議論です。三つの加工原料向けの価格をどこにそろえるか、まだ全然方向性はみえていませんけれども、今回の生クリームを不足払いの中に入れるというのは、そういう動きを政府としても容認したのでしょう。肉用牛や養豚への対応策を打ち出しながら、酪農については何もなしというわけにはいかないのですから。

梶井 じゃあ、これは何もT P P対策ではないと。

矢坂 ではないと思います。

梶井 しかし、内閣でも、重要五品目に対する政策とというのはこれだと大見えを切っているんですよ。

矢坂 酪農でのT P Pの影響というのは、おっしゃられたように非常に不透明です。というのは、バター・脱

脂粉乳の国家貿易などの骨格となる制度は残ったのですけれども、ホエイやゴーダやチュダーといったナチュラルチーズ、また乳糖、パームエイトなど、いろいろな乳製品・乳調製品・乳成分が自由化されてくるんです。それが本体の制度にどういう影響を与えていくかというのは、為替や乳製品の国際相場、さらに国内での加工食品の原料にどう使われていくかといった複雑な連鎖で決まっています。単純にここが問題だというのはわからないというのが現状です。そうすると基本的には、現状の不足払い制度の機能を検証し改善を図っていくところから議論を始めるしかないのではないかと思います。

小林 繰り返すけれども、加工原料乳の制度自体が平成一二年に大きく変わっているんです。かつては、一種の不足払いで、所得補償的な形だったのですが。

梶井 この措置でもってT P P対策として、総理官邸でこれで十分だという言い方をしているんです。

小林 我々はそれでは十分ではないと考えているのです。そして、酪農協会のほうも主に二つの要請をしていて、一つが新マルキンのような経営安定対策を導入するという話と、もう一つは、自給飼料について直接支払的なものを飼料作物等にもかなり単価を上げて導入してほしいということが大きな要請事項になっているんです。ですから、それについては今後どうなるか。所得補償政

策については、一応検討するという話になっているようですが、公的にそのことが伝わってこないんですね。

梶井 じゃあ、これはもうはっきり不十分だということとは、協会のほうの意見としても認めた上で、政府もある程度認めていると、そういうことになるのですか。

馬瀬口 いえ、まだ、その点については認めていただいていないのですが、いずれにしても、政府の発表の中では乳製品は守った、酪農品目についてはしっかりと守ったという考えを根底にお持ちですから、我々は引き続き、急激に減少し続けている酪農家の生産現場の実態と声を政府に伝えていかなければなりません。

もう一つ、私が個人的に不安を持っているのは、肉と違って牛乳乳製品は加工が容易にできることがあります。一例を挙げれば、今のところ私は、特にホエイが問題だと思っていますが、ホエイを使用した加工乳や乳飲料が牛乳に与える影響を恐れています。機能性を重視した加工乳がより一層出回ることになると、たとえホエイの輸入であっても、牛乳の輸入と何ら遜色のない影響が考えられると思います。それはいかようにも変化していく可能性があるものですから、試算しにくいところであり、その苦労は理解できますし、その影響を特に心配しています。

矢坂 肉と乳の大きな相違点ですね。牛乳・乳製品市

場への影響は、実態として現象が起きてからでないとなかなか議論しにくくて、今はそこまで議論できる状況にはないと思います。TPPが発効すると、きわめて多様で複雑な経路を辿って、乳製品・乳調整品の輸入が増え、連鎖的にそれらの需給構造が変わっていくことになるそうです。

政策面でも肉との差がありますね。生乳価格が固定的な酪農に新マルキンのような所得補償制度を導入すると、需給バランスをとることが難しくなります。数量調整である計画生産で需給調整を図るのは、酪農経営の不安定性を増すばかりで、かえって酪農生産力を落とすおそれがあります。酪農生産力の減退やバター不足といった問題はTPP問題以前の検討課題で、今の酪農政策が十全に機能しえなくなった論点をもっと深めていくべきです。酪農でまず議論しなければならないのは、現在の酪農政策と現状の牛乳・乳製品の市場構造がどうずれてきているのか、飼料が高止まりしている中で、酪農経営のビジネスモデルが大きく変わっていることに生産者はどうのように対応していくのかといった現状に関わる問題なんです。

馬瀬口 そうですね。そこははっきり分けておかないといけません。

小林 TPP以前に、こういう酪農の現状をどうすれ

ばいいかというところの議論がなかなかし切れていないし、その政策がないのではないかと思わざるを得ないところがあるんですね。

国産飼料の活用について

次に、餌の問題で、自給飼料の問題、飼料基金の問題、これも養豚協会さんと酪農協会さん両方が問題にしているところです。国産の餌をどんどん使っていこうということで、豚についてもいろいろなどころで米を使うということですが、これはどのくらい進んで、今後どのようなものか、志澤会長、いかがでしょうか。

志澤 現在の飼料米利用は、四〇万トンに近いのではないかと思います。その受け皿としては、養豚が恐らく五〇％を超えているのではないかと思います。我々は、先ほど申し上げましたように、自給飼料率を上げるということで、今は養豚で九〇～一〇〇％位の飼料自給率ですが、牛関係は二四～二五％ですから、少なくともそういう部分で自給率を上げていくということでは、飼料米の受け皿として一〇万トンをそっくり受けてもいいよということを行っています。まして、MA米追加で七万五、〇〇〇トンがアメリカとオーストラリアからTPP合意後は来ますよね。そして、三年間ストックするけれども、三年間過ぎたらどこかに出さなければいけないですね。

この受け皿も我々は受けてもいいのではないかと言っています。それによって、少なくとも飼料自給率が一五％とか二〇％に近づけばいいのですが、なかなか難しいですけれども。

それと、エコフィードは自給率にカウントをしていないのです。エコフィードを使っている豚肉の自給率カウントというのは、国際法でいいますと、自給率にカウントされてないのです。これは何とかしてくれということで、今、農水省飼料課を含めて政府にも申し上げているのですが、そのカウントができることと養豚の貢献度はかなり高くなると思います。この二つは戦略的に今進めていきますけれども、自給率を上げること自体は我々がみずからやらなければいけない事です。

配合飼料価格安定制度の見直しが必要

もう一つは、餌を安くするためには、配合飼料価格安定制度そのものが、畜種によって違いますけれども、この間、たまたま北海道酪農の連中と話したら、飼料代は乳価の収入と相殺は一ヵ月ぐらいでやっているそうです。そうであれば、もう少し安くしてもらおうための協力体制をとっていかなければいけないだろうと思います。これは全農も専門農協も含めて、餌が安くなることに對しての安定制度そのものが競争原理として働いていな

い。

飼料メーカーが配合飼料価格安定制度に基金を出しているということは、それが全部飼料コストに跳ね返ってきているわけです。そこはなかなかわかってもらえない状況で、生産者自身がこの制度があった方がいいよということは、二つの基金が借金したらその借金は、畜産農家の潜在的な債権としてどこかで出てくるわけです。この矛盾のある制度は畜種横断的に見直しを考えていかなければいけないのだろうと思っています。

神山 先ほど志澤さんがおっしゃった、入り口はいいから、出口でというのは、どういう中身ですか。

志澤 入口のセーフティネットというのは、配合飼料価格安定制度に対して国の負担もありますよね。ですから、それをやらないと、支払いが滞ったときに大変だという飼料メーカーの考え方もあるのですが、でも、それはなくして出口だけ、要するに、経営安定対策制度をきちんと確立してくれば、入口は不要で出口だけでいいことになります。ただ、その恩恵にあずからないのは出口のセーフティネットがない食鳥関係です。卵の養鶏の場合は、自給率が九五%位いています。食鳥はかなりインテグレーションが進んでいますから、他の畜種と同じように、入口はいいから、出口だけきちんとしてくださいという形にして、餌の関係を業界全体でもっと合

理化すれば、餌はかなり安くなるだろうという想定ができるのですが。

小林 酪農協会の第三次提言で、「飼料基金を抜本的に見直すべき」と提言しています。まさに同じことです。が、一時、飼料三基金の借金合計が九〇〇億円に達した。この借金が、畜産をやめる方ではなく、畜産経営を継続して一生懸命頑張っている人の肩にどんどん重くかかっていくという不合理性、そして、おっしゃったように、子基金はメーカーと生産者が掛け金を支払うのですけれども、結果的には生産者が飼料価格として負担することから、それはやめたほうがいいのではないかと話です。すね。

馬瀬口 もっとシンプルな制度の中で、生産者自らが選択をしていけるように制度化していかなければいけないのではないかなと思います。

飼料用米、飼料用イネの受け皿としての 家畜の増加方策

小林 それと、自給飼料についていうと、飼料米の受け皿というお話でしたが、それについて、こういうことであればそれを受けますよということはあるのでしょうか。つまり、価格の問題とか、要望はさまざまあると思

います。

志澤 基本的には、トウモロコシの国際相場といろんな意味でバランスがとれるような形だと思うのですが、ただ、我々は耕畜連携と言っていますけれども、耕畜連携で飼料米を受けるようになってきたら、畜産に対して、耕種農家から幾らか理解力が上がってきているのです。そういう点では、トウモロコシの価格に対して、例えば、飼料米が少なくとも一割とか一・五割くらい高くても受け入れられるのではないかと思います。勿論、飼料米コストを下げる必要があります、農水省で価格低減検討委員会をやっています。

それで、この間ちょっと提案したのですが、畜産農家のできるだけ近くで飼料米をストックする必要があると思います。これが港近くの飼料コンビナートへ持って行って、配合してまた持ち帰るとなると、横持ち運賃がダブルで掛りますから、それはなくするようにするといいい。これをコンビナートに持って行って、向こうで粉碎し、また入れて持って帰るといいうのは高くつくものですから、畜産農家の牛、豚もそうですが、飼料米は豚と鶏が使うのが一番いいと思うので、このような形のノウハワを飼料業界も一緒になって、農家の負担をいかに少なく出来るか。それから、飼料米をいかに高く買うことができるかということを考えなければなりません。

最近、齋藤健農水副大臣が仰っていますが、国民一人当たり年間五六キロ位の米を食べていますが、kg当り四〇〇円とか四五〇円の米を買って食べているわけですから、一食のお米代が二一円位になるそうです。その一食のお米代に一円を国民に負担してもらうと、飼料米生産目標の一〇万トン分の助成金が賄えます。更に反収一トンぐらいできるような飼料米専用品種を作付けしてくれたら、理想的な飼料自給体制ができるのではないかと思います。

小林 そうですね。今の飼料用米についての助成一〇万五、〇〇〇円がいつまでも続くとは思えないわけですから、ぜひ、捨てづくりではない形で、実需を掘り起こす必要がありますね。ホールクロップサイレージはどちらかというと牛ですね。その辺について、特に水田、あるいは畑については、余り助成がないということで、酪乳連でこの間、要請を出したという、その内容をちょっとご説明いただけますか。

馬瀬口 今の農地に対する助成は、水田から発想しています。国土や農地を守る機能からみると、畑でも草地でもいいわけですし、特に日本は七〇％が山林ですから、有効利用も含めると、水田と畑地の助成単価の格差の縮小や草地も当然、助成対象に組み入れるべきではないかということ提言しているわけです。水田には手厚

い助成金がありますが、それに比べると畑には目が向けられていないということです。

小林 資料の「経営所得安定対策と日本型直接支払制度」は神山さんがつくられたものですね。神山さんから少し説明していただいたほうがわかりやすいと思いますので。

神山 水田活用の直接支払いと畑作物の直接支払いについて、**(図1)**に示しています。水田活用の飼料作物には一〇アール当たり三万五、〇〇〇円と、耕畜連携が成立する場合は一万三、〇〇〇円の交付金が出ています。ところが、畑作の飼料作物については、中間生産物だということと全く出ていないわけです。

酪農関係で自給飼料を増産するための補助事業がありまして、若干のお金が出ているわけですが、都府県酪農は一頭当たり一〇アール以上の飼料作面積でないと補助対象にならないものですから、特に畑の飼料作物は、牧草地も含めて、今までずっと中山間地域直接支払いにしろ何にしろ、草地は全部一番低い単価で扱われてきたということがあります。畑を含めて農地を維持していくための、しかも、環境保全的な条件をつけて、牧草地についても、あるいは飼料作物の作付地についても、一定の支援をしていく必要があるのではないかということです。

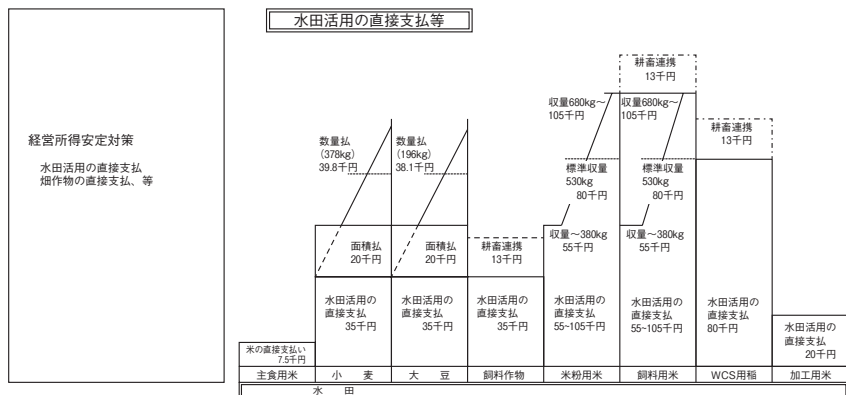
特に牛の場合は、草を食べて、それをたんばく質食料にかえるという非常に貴重な産業であるわけで、そこをどのようにしていくのかというのがこれからの課題だと思います。特に肉用牛については、今、子牛価格がすさまじく高くなっています。繁殖用の雌牛が少なくなってしまうって、去勢和牛の生産費からいうと素畜費が五割を超えてしまうわけです。そういう肥育経営になってしまっているの、そこが問題です。日本全体の農業資源という面で、自給飼料を増産していく、拡大をするというのは、これからの課題です。飼料作物作付け地、牧草地について、環境等保全機能を強化しながら維持・増強するための交付金を新設する必要があります。

あと一つ、ついでにいわせていただくと、畜産については今まで徐々に整備されてきましたけれども、生産費と販売価格の差額分を補填していく経営安定対策をきちんと確立しないといけない。T P Pの影響はすごく大きいですが、発効までは恐らく二、三年あると思います。それ以前に、現段階でも酪農家・畜産農家は飼料高などコスト高によって経営苦境におちいり、戸数・頭数とも減少をつづけています。酪農・畜産全体の経営安定対策を整備していく必要があるのだらうと思います。

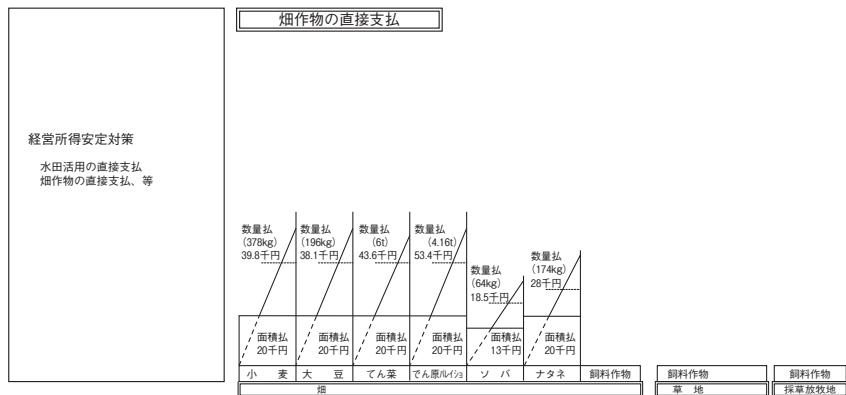
それと同時に、飼料価格安定基金の問題として、今は全く機能していません。飼料価格が高どまりしてしま

图 1

経営所得安定対策と日本型直接支払制度（2015年度、10a 当たり千円）



日本型直接支払	環境保全型農業直接支払 化学肥料・農業5割減	カバークロップ 8.0千円				
		堆肥の施用 4.4千円				
		有機農業 8.0千円		3.0千円		
	中山間地域等直接支払	急傾斜 21千円				
		緩傾斜 8千円				
	多面的機能支払	①農地維持支払 ②資源向上 共同活動 ③資源向上 長寿命化 ④治水⑤	都府県	3.0千円	北海道	2.3千円
				2.4千円		1.92千円
				4.4千円		3.4千円
				9.2千円		7.14千円



日本型直接支払	環境保全型農業直接支払	カブトクローブ	8.0千円				
	化学肥料・農薬5割減	堆肥の施用	4.4千円				
		有機農業	8.0千円	有機農業	3.0千円	有機農業3.0千円	
			急傾斜 緩傾斜	11.5千円 3.5千円		急傾斜 10.5千円 緩傾斜 3.0千円 急傾斜 1.0千円 緩傾斜 0.3千円	
	中山間地域等直接支払						
	多面的機能支払	①農地維持支払	京都県	2.0千円	北海道	1.0千円	0.25千円
		②資源向上 共同活動		1.44千円		0.48千円	0.24千円
		③資源向上 長寿化		2.0千円		0.6千円	0.4千円
		④⑫⑬⑭		5.08千円		1.96千円	0.83千円
							0.62千円

っているから。急に上がったときは価格補填できるわけですが、高どまりになってしまっていて、四半期ごとの価格補填は平成二六年以降では二六年一〇—一二月期と二七年一—三月期に通常補填の一トン当たり八〇〇円が二回あっただけです。畜産農家・酪農家は史場最高水準の配合飼料価格という重い負担を強いられてしまっています。その制度をやめる場合は、畜産全体として経営所得安定対策、都府県酪農や採卵養鶏も含めて、経営所得安定対策がきちっと販売価格と生産費の差額を補填する仕組みが確立されて、そこで所得対策がやられていくのだったらいのだと思います。入り口の部分の配合飼料価格の安定制度は、そこに使っている予算を所得安定対策に向けるべきではないかと考えています。

そんな形で酪農協会さんの提言の中にもそういうものを盛り込んできたわけです。

小林 前段の餌の問題、畜産飼料については、今、つくるものがなくなって耕作放棄が進んでいるという中で、これから飼料作物なり飼料用米、あるいは放牧も含めた、畜産の利用が一番現実的だろうと思うわけです。

しかし現在の政策は、畜産の利用を促進するようにはなっていないのではないかとあります。

水田においても、飼料用米とか飼料用稲についてはかなり手厚いのですが、これはどちらかというと畜産対策

というよりも米農家対策の観点からということで、場合によっては、デントコーンをつくりたいのに飼料用イネになってしまったというところもあったりして、農政全体を畜産的な観点から見直す必要があるのではないかと、我々は畜産人なのでそういつてしまうのですが、そうでなくても必要なのではないかと思っています。

それから、志澤会長がおっしゃった、飼料用米は、例えば、日本海でつくったものを太平洋側に一回運んで飼料として配合しようとして、また持って帰る、というようなばかな話はないわけであって、生産したところできちっと使えるような形が最も望ましいですし、コスト的にもいいだろう。

ただ、問題なのは、今、家畜の口がなくなってきたことがあって、豚は、横ばいから若干減少というところですが、牛はかなり急激に減少している。

これは逆に、攻めの農業ということかというと、家畜の口をお米があるところでつくるという発想の転換といいたいでしょうか、そんなことができないだろうかと思うのです。

例えば、集落営農で、飼料用米をつくっているのであれば、そこで豚を飼う、牛を飼うというようなことを積極的に進めていくということができないだろうかというのが、発想としてあるのですが。

志澤 今、現実的に始めていますよ。耕畜連携という

部分で、東北のある県では飼料米が行くところがないから、養豚農家が全量を受けるといったことになったら、逆に、水田農家から田んぼの中に豚舎をつくってくださーいといった、協力的な受入体制が手を挙げ始めました。

今、米政策を中心にして日本の農政というのは回っているわけですね。ですから、飼料米を作った水田農家に最大一〇万五〇〇〇円払うのは、飼料米を受けた畜産農家を通して支払うように、金の流れを変えるべきと言いはじめているのですが、それは難しいと言われています。でも、農政新時代ですから、そういう形にリセットする時期ではないかなと思っています。

チェックオフ制度について

小林 最後に、消費者なりに理解していただかなければいけないということだと、チェックオフ制度ですとか、原産国表示ということが非常に大きなポイントになってくるということだと思うのですが、酪農はもう既に現実的にやっていますよね。

馬瀬口 そうですね。

小林 それはどんな形でやっていらっしゃるのですか。生乳価格から天引きしてですか。

馬瀬口 酪農では生産者が生乳の生産量に応じて中央

酪農会議・指定団体やＪミルクに資金を拠出し、酪農や国産牛乳に対する理解促進・広報事業や消費拡大事業をこれまで実施してきました。

小林 それは例えば、消費拡大とか、中酪がやっている「牛乳に相談だ」とか、ああいうのも全部、あのお金から出ているんですね。ただ、韓国などと違うのは、韓国は法律によってチェックオフをして、生産者から集めて、それに対して国が同額を集めて、先ほど、七億五、〇〇〇万プラス七億五、〇〇〇万で一五億ぐらいと、これは豚についてですか。

志澤 そうです。

小林 その辺は、生産者の負担ということについては、いかがですか。

志澤 現在、私どもの日本養豚協会は加入率が六〇％です。母豚一頭二五〇円が協会への会費です。その会費の内五〇円分位は、消費拡大で、例えば、日比谷公園で一年に一回、二五〇キロぐらいの豚肉を通行人へ試食提供しながら、国産豚肉の理解を上げようというのを始めて九年目になります。このようなイベントが地方でも始まりだしました。ですから、国産豚肉の良さと安全性とか、そういうことをもう一度我々自らがやっていくことによって、国にも応援していただながら、できれば消費拡大と国産の良さをもう一回見直そうということ

と、学校給食も積極的に国産豚肉を使ってほしいとお願ひしています。給食の予算があるから難しいという話もありますけれども、そういう運動展開をしていくことが、自分たちの産業を国民によく理解してもらうためにも進めることが大切ではないかと考えます。

これは豚肉だけではなくて、卵も食鳥もあわせて、今回のTTPと一緒に受け入れる中では、そういう運動もしていくことで、ファンづくりをしっかりやっていかなければなりません。豚肉ですと、今、ロースの肉ですと一〇〇円近く違います。USポークですと一〇〇グラム一〇〇円だと。国産ですと、安い時は一五〇円位になりますが、おおよそ一〇〇円近くの違いがあるわけです。この違いをちゃんと理解してもらうためにもPRをしていく必要があります。また、骨付き豚肉というのは美味しいのですが、こういうのも料理番組に入れていったら大分違うのではないかと、やらなければならないことが、まだ一杯あると思います。

それから、母豚一頭当り年間三〇頭を生産するための遺伝的因子をどう見つけるか。日本でも潜在的にあると思うのです。こういう事も、皆から集めたチェックオフのお金で新技術導入とか、臭気対策あたりも何か新しい技術開発をしていかなければなりません。これも国に頼んでいたのではないですから、我々自らそうい

うところにも積極的に金を出して技術開発をしていかなければなりません。そのためにも、日本の養豚農家が全部加入して、一頭五〇円ぐらいですと八億円集まります。

輸入してくる豚肉にもチェックオフ出来るのです。アメリカではやっていますから。ですから、半分は輸入ですから、通関する時に徴収することもできるだろうと。それを法制化していけば、かなり広範囲な活動が出来るのではないかと思います。

小林 輸入豚に対しても幾らかとることです。豚肉全体を対象とするなり、研究開発のためのファンドとしてつくるということですね。

志澤 ええ。

小林 酪農の場合は自主的ということだと思いが、インサイダーしかやっていないところが一つ問題なのですけれども、消費拡大と、酪農教育ファームのような食農教育などもやっていっていますね。

馬瀬口 それは酪農家としてアピールする分野と本来、(乳業メーカーが)商品として牛乳乳製品のアピールが必要な分野との区分があいまいになってきて、生産者のみが一生懸命やっていくことは、課題もあり反省も必要ではないかなと思います。ただし、いずれにしても、誰かを頼るのではなく、生産者自ら国産の牛乳乳製品の

安全性などについて、引き続きPRしていく姿勢はこれからも本当に大切だと思います。

生産者団体の組織強化について

小林 私は非常に印象深かったのは、養豚業界が一八年に団体統一をしたことが、ここまで養豚農業振興法なりを整備させた原動力になっていると思うのですが、実は酪農業界はなかなか統一できないという問題があって、そこはどのようにしてやられたのでしょうか。

志澤 平成一五年のメキシコとのFTAのときに、総理は小泉さんでしたけれども、あのときに二〇万トンの輸入枠という話が出たのですが、二〇万トンということは四分の一がメキシコから来るということだと驚きました。それで、私を含めて養豚生産者がメキシコに調査に行くと、ユカタン半島ではどんな形の生産をしているのかを見ると、アメリカ資本が入っていて、友好的なトレードか、どっちつかずでやっているわけです。それを受ける我々としては、声を一つにしてメキシコとのFTAを阻止しようと言うことになりました。

前の年に韓国で焼身自殺があって、これを機会に、とにかく何か起こそうよというのでメキシコへ待姿で乗り込んで色々活動しました。そのときに、皆が一つに纏まればかなりの力が出せるので、国内の養豚農家が足の引

っ張りっこをやめようじゃないか、そして団体を統合して一つにして、それも生産者の声がきちんと出せるようにしていこうということになったのです。

それまでの養豚協会というのは、私も副会長をやっていましたけれども、どちらかというと、それぞれの県の団体代表が役員になっていたので、何となく御用団体的な要素があったわけです。そういうと失礼になるかもしれないませんが、それを脱皮して、リセットし直そうじゃないかと。それにみんなが共感してくれるのだったら、定款も変えようじゃないかということで、あのメキシコFTAの時に、メキシコの交渉団も受け入れて、農場を案内したり、日本の外務省の役人の方にも農場に行ってもらい、養豚というのはこういう状況なのだから、そんなに簡単に輸入枠を開放してもらおうと困るよということを理解してもらった結果、たしか輸入枠を三万五、〇〇〇トンをストックに下げる事になりました。そして、従価税が二・二%と決まりました。この時に我々は差額関税というのはどうなのかとか、税の問題をよく勉強しました。

そういうことを含めて、統一した見解で、声を一つにしていけば国を動かせるだろうということを自信もって私は提言したわけです。それは結構抵抗はありましたけれども、二一年に新しい日本養豚協会JPPAができた

わけです。

今回の先生がおっしゃるように、養豚農業振興法も正にそうであり、これは政治に頼るだけではなくて、行政にもきちっと伝えなければいけない。だから、団体が政治と行政の両輪をうまく使ったことで誘導できてきたのではないかと思っています。同時に、生産者の意欲がそこに結集できたのではないかと思っています。でも、まだアウトサイダーが四〇％位います。そのアウトサイダーの人達は、我々の活動結果だけ享受しています。

これだけの位置づけができたのだから、やはり一つになって、チェックオフもして、消費拡大、あるいは国産豚肉の良さ、外食・中食も原産国表示をきちんとしていくというのは隣の韓国ではやっていますから、日本で出来ない筈はないのです。ですから、そこは是非メディアの目をそちらに向けてもらわなくてはなりません。

馬瀬口 酪農ではアウトサイダーは、数％程度で非常に少ない。それでも不平等ではないかとの課題はありますが、養豚の場合、四〇％もアウトサイダーの人がいる中で、志澤会長らが政策的に要求したものが実現する不平等さについて反発はないのでしょうか。

志澤 言われていますよ。この間、大分に行っても、我々は金を出して、汗をかい、一生懸命やっているのだけれども、陰で汗もかかずに恩恵をこうむっているの

はおかしいじゃないかと、不平等じゃないかと。

馬瀬口 恩恵は同じように受けるわけですね。

志澤 ええ。ですから、これからどうやってそれを平等にするかというのは、チェックオフ制度の確立ですよ。法制化をきちっとやっていけば、同じ思いを共有できるだろうと思います。そうしていかないと、日本の養豚産業は、今はいいですけれども、これから先、どうなっていくかというのは、結構大変だと思います。

小林 この四割という意味は、先ほどの五、〇〇〇戸の四割ですか。

志澤 ええ、五、〇〇〇戸の四割くらいです。

小林 そうすると、アウトの方というのは、どちらかというと小規模の方ということでもないのですか。

志澤 今、中小企業法がありますでしょう。養豚経営安定対策事業で資本金三億円かつ従業員三〇〇人以上の養豚場はこの制度への加入が除外されていますよね。これが一〇〜一二％ぐらいでアウトサイダーです。大手のハムソーメーカーの農場や、その系列のところですよ。ただ、これらの企業養豚は地元では一緒に地域の畜産振興活動をやっているわけです。ですから、国は事業参加を排除していますけれども、それは豚肉の需給を考えた、一緒に考えていかねばいけない話だと思いますが、これらを入れますと四〇％位のアウトサイダー

ーになっています。

小林 馬瀬口会長、その辺の組織の問題については、いかがでしょうか。

馬瀬口 生乳は液体で、しかも日持ちがしません。この生乳の需給調整の機能をどうしっぴかりつかまえることができるか。それが酪農の課題ですが、そこに組織がいくつかあってうまくいっていない面もあります。その点から言うと、今、志澤さんの話を聞いても、どうも酪農に置き換えて理解しにくいところがあります。

志澤 でも、九年目なのですけれども、ようやくそれに対しても皆さんがかなり感謝をしたり、加入したりと、幾らか上がってきていますよ。

馬瀬口 そうですか。時間をかけて、そこはしっかりと今後ともご教示いただきたいと思います。

小林 それでは、まだまだ伺いたいことはたくさんあるのですが、時間が来てしまいました。きょうはどうもありがとうございます。これで終わりたいと思います。

度を組み合わせる。

- ⑦ 地域別の補償とし、全国各地に広く酪農家が存続できるようにする。

3、配合飼料基金制度の抜本的改革

現行基金制度については、政府も平成26年度からの抜本的制度改革を目指して現在、検討中であるが、現行基金の抱える財政問題など（注2）を解決するために、配合飼料基金を畜種別経営安定基金へ統合することも検討に加えるべきであろう。従来の配合飼料基金制度が果たしきれない機能は、配合飼料価格高騰時の融資制度と組み合わせることで、この「経営安定基金」が実質的にカバーできる。

4、担い手対策への取組み

担い手研修、後継者対策、新規参入者受入対策、ヘルパー・コントラクター制度充実など担い手支援に、生産者団体（農協等）がさらに積極的に取り組む必要がある。具体的には、自給飼料や地域の未利用資源に基づいたTMRセンターやコントラクター事業体の設立・運営の支援に生産者団体が取り組むとともに、新規就農希望者やヘルパー、コントラクターオペレーターの雇用の安定とキャリアアップ（新規就農先の確保を含む）についても、生産者団体が積極的に関与する。全国連等の中央団体は経営・技術指導や出資などにより、地域の取組みをサポートする仕組み作りを行う。

5、乳価交渉力の強化

乳価交渉における生産者団体の立場を強化するために、全国連再委託等による広域需給調整体制を整備し、構造的な需給不均衡問題に対応する。加えて、生産者団体が主導し、乳業メーカーと連携して余乳処理体制を構築し、短期的・季節的な需給不均衡問題に対応する。また、上記の対応を円滑に実施するために、国からの助成を求めるとともに、地域や生乳需給の実態に配慮した上で、生産者による拋出金制度創設を検討する。

6、以上の項目について、今後関係機関・団体が十分協議を行い、提言の実現に努めてほしい。

注1、他産業労働者の時給を基準にしている家族労働費は約1,500円（平成23年度）で、都府県の平均値である家族労働人数2.4人、搾乳牛一頭当たり108時間、搾乳牛37頭、労働時間約4,000時間で、家族労働費総額は約600万円である（表参考）。

注2、現行配合飼料基金の問題点としては、以下が指摘できる。

- ① 三基金が債務超過の状況になっている。
- ② 契約不更新の場合に返還義務があるので事実上、補填金は簿外債務であるが、収益に計上しているため、収益性が高い農家の場合は税金が高くなる。また加入者個別の借入相当額については明らかにされていない。
- ③ 基金加入者は、国産粗飼料増産対策事業、草地生産性向上対策事業、酪農環境負荷軽減支援事業など農水省事業への参加に際し、加入継続が要件となっている。
- ④ 配合飼料の購入量に応じた補填となっており、自給飼料の生産拡充と整合性のとれた制度となっていない。
- ⑤ 飼料価格の激変緩和としてはある程度意味があるが、高止まり時には補てんされないなど、効果ある補てんがなされていない。
- ⑥ 通常補てん基金には国の拋出金がないので、生産者のメリットは少なく、この基金は、生産者とメーカーの拋出であり、メーカーは配合飼料価格に負担金を転嫁するので最終的には生産者もちの構造と言える。

日本酪農の危機打開のための 緊急提言

前提

今回提言する制度政策は、TPP加入を前提としていない。TPPは日本の農業のみならず日本の国の形を変えてしまう最悪の選択である。TPP加入により酪農は壊滅的な影響を受け、また以下に提案する制度も深刻な財政問題に達し、その創設、維持は極めて困難になることが予想される。

日本における酪農の存在の意義

酪農が日本に存在することは、①重要な食料の提供、②地域の農地や環境の守り手、③食と命の教育、④雇用の創出、などから社会的に意義がある。しかし、現実には飼料価格の高騰や経営安定制度が不十分なために、酪農経営は危機に瀕しており、特に都府県では地域によっては酪農が消滅しつつある。家族経営を中心とした多様な酪農経営が全国的に存続可能なためには、以下の施策が必要であると考え、提言する。

提言

1、農地を荒廃から守り、自給飼料生産を振興するための農地直接支払制度の導入

- ① 農地の多面的機能に対する直接支払を酪農支援の基本と位置づける。
- ② 農地の維持や耕作放棄地の再生には畜産の利用（放牧、水田における飼料用米、WCSを含む田畑での飼料生産）が最適であり、飼料生産や放牧などを振興するための政策の強化が必要である。
- ③ そのために、水田と畑地に対する直接支払制度に畜産の利用をきちんと位置づけ、地目による支払単価の格差を小さくする。
- ④ 上記の制度の導入を前提として、環境支払や中山間地域等直接支払、持続的酪農経営支援事業など他の直接支払制度との整理・統合を検討する。

2、酪農所得補償のための経営所得安定制度の法制化

- ① 家族労働費部分を補償する酪農経営安定基金を創設し、安心して経営できるセーフティネットとする。
- ② 参加は任意として、掛け金方式とする。
- ③ 掛け金部分を除いても、家族労働費部分は補償されるように制度設計する（注1）。
- ④ 国の抛割割合については別途検討することとするが、基金枯渇時には国による対応が行えるようにする。
- ⑤ 法令による制度とし、経営者が安心して中長期の経営見通しが立てられるようにする。
- ⑥ 配合飼料価格高騰などによる経営悪化時の資金繰りが適切に行われるように、融資制

酪農経営の経営状況（平成23年度）

	家族農業 従事者数	搾乳牛頭数	搾乳牛当たり 家族労働時間	自給飼料 労働時間	家族労働時間	自給飼料 労働時間
	人	頭	時間/頭	時間/頭	時間	時間
全 国	2.5	49.2	93.9	5.7	4,619	280
都 府 県	2.4	36.7	108.3	5.8	3,975	212
北 海 道	2.7	71.5	80.7	5.6	5,768	401
東 北	2.2	28.1	126.6	7.4	3,558	207
北 陸	1.4	17.6	133.2	2.1	2,345	37
関 東・東 山	2.4	36.0	102.7	5.4	3,697	193
東 海	2.5	56.2	86.0	2.7	4,833	153
近 畿	2.9	30.5	130.1	6.2	3,968	189
中 国	2.4	33.9	123.5	4.3	4,187	145
四 国	2.1	27.7	124.5	6.6	3,449	184
九 州	2.6	45.1	108.1	6.4	4,875	289

	搾乳牛当たり 家族労働費	搾乳牛当たり 自給飼料 生産費	家族労働費	自給飼料 労働費	家族 労働費/時	1人当たり 家族労働時間
	円/頭	円/頭	円	円	円	時間
全 国	144,524	9,033	7,110,581	444,424	1,539	1,848
都 府 県	164,944	8,574	6,053,445	314,666	1,523	1,656
北 海 道	125,768	9,456	8,992,412	676,104	1,559	2,136
東 北	174,571	10,217	4,905,445	287,098	1,379	1,617
北 陸	205,964	3,365	3,624,966	59,224	1,546	1,675
関 東・東 山	165,890	8,262	5,972,040	297,432	1,615	1,540
東 海	150,877	4,772	8,479,287	268,186	1,755	1,933
近 畿	215,819	9,377	6,582,480	285,999	1,659	1,368
中 国	185,470	7,441	6,287,433	252,250	1,502	1,744
四 国	180,271	9,253	4,993,507	256,308	1,448	1,642
九 州	155,998	9,124	7,035,510	411,492	1,443	1,875

資料：畜産物生産費調査

注：自給飼料労働時間には、雇用労働時間を含む

「連載 農研機構研究機関からの成果報告」 ⑥

『新規就農指導支援ガイドブック―新規参入者の円滑な経営確立をめざして―』を活用して就農支援の充実を

農研機構北海道農業研究センター水田作研究領域 島 義史

1、ガイドブック作成の背景とねらい

農業従事者が減少、高齢化する中、若い担い手の確保が重要な課題となっている。青年就農給付金をはじめとする就農支援対策により新規就農者（新規参入者）が増えているが、新規就農者の円滑な経営確立を実現するためには受け入れ地域での支援の充実がこれまで以上に求められている。

近年では就農方式が多様化しており、きめ細やかな就農支援が必要になっている。その中で、新規就農者が農業経営者として独立する場合、就農方式は独立就農、法人經由型就農、第三者継承の三つに大別される（表）。

三つの就農方式は、経営資源の調達方法や就農支援を中心となっていく主体が異なる。そのため各方式に応じた支援方策を考えることが重要となるが、これまで十分に

検討されてきたとはいえない。

また、新規就農者（就農希望者）向けの参考資料は手軽に入手できるのに
対し、新規就農者を
受け入れる側が活用
できる手引き等の整
備は進んでいない。
これまで就農相談に
特化したマニュアル
等はあったが、新規
就農者が経営を確立
させるまでを対象に
した支援ツールや、
就農対策の取り組み
のヒントが得られる

表 各就農方式の特徴

	タイプ	有形資源	無形資源	対人関係 で必要な 対応	経営開 始後の 自由度	取り組み が多い作 目・部門
独立就農	創業	独自に 獲得	独自に 獲得	地元農 業との 良好な 関係作 り	比較的 自由な 活動が 可能	野菜・ 施設花 き
法人經由 型就農	創業	法人の 支援を 受け取 り得	法人の 信用利 用	法人の 信用利 用関係 の維持	一定の 制約	野菜・ 施設露 地野菜
第三者継 承	継承	譲り取 り得	譲り取 り得る 無形資 源利用	譲り取 り得る 信用利 用関係 の交渉	一定の 制約	酪農・ 果樹・ 施設野 菜

参考事例を盛り込んだものは限られている。

そこで、農研機構では就農支援に関するこれまでの研究成果を取りまとめ、各就農方式の特徴を踏まえた就農支援の要点と具体的な取り組み方策を解説した支援者向けのガイドブックを作成、公表した。ガイドブックは、就農支援を行う行政、普及、農協担当者、新規就農者の研修を行う農業者、農業法人の方の利用を想定している。

2、ガイドブックの特徴

ガイドブックは、①就農支援の要点の説明、②開発した就農支援ツールの利用方法の解説、③先進事例の整理内容としており、「手引き編」と「ツール・事例編」の二分冊の構成となっている(図1)。ガイドブックは、就農支援の現場での利用を想定して次のような特徴を持たせている。第一は、先述のように就農方式が多様化し、就農方式に応じたきめ細やかな支援が求められる中で、就農方式別に支援のポイントをまとめている。また第二に、就農の流れに沿って就農のステップ(四段階、後述)ごとに取り組むべき内容を整理している。新規就農者が経営を確立させるまでの一貫した支援の内容が段階を追って確認できる。第三に、就農相談や巡回指導で使えるソフトやチェックリストといった支援ツールを盛り込む

 新規就農指導支援 ガイドブック ～新規参入者の円滑な経営確立をめざして～	1 ガイドの目的 2 新規就農者の動向が知りたい 3 新規就農方式の違いや利点が知りたい～各方式の特徴とポイント～ 4 就農方式別の支援体制や支援方策が知りたい 5 新規就農に関する資料、問い合わせ先
 新規就農指導支援 ガイドブック ～新規参入者の円滑な経営確立をめざして～	1 新規就農支援で使える「道具」はないか～就農・定着への支援ツール～ 2 参考になる事例が知りたい 3 新規就農に関する資料、問い合わせ先

図1 ガイドブックの構成

でいる。就農支援ツールも支援の段階に応じた利用場
を紹介している。そして第四として、就農支援の先進事
例を就農方式別に取り上げて、支援の段階ごとに事例の
ポイントを整理し、利用者が自らの地域での具体策を検
討しやすいようにしている。

3、就農支援の要点

ガイドブックの詳しい内容は後述のWebサイトにア
クセスすると確認して頂けるが、ここでは「手引き編」、
「ツール・事例編」に分けて内容をごく簡単に紹介した
い(図2)。

「手引き編」では、特徴の第二で記したように、受け
入れ準備段階↓選考段階↓研修・就農準備段階↓就農段
階に分けて三つの就農方式における就農支援の要点を整
理している。各段階では、三つの就農方式に共通して、
受け入れ戦略、マッチング、経営資源の獲得支援、経営
確立までの継続支援が重要となるが、さらにそれぞれの
就農方式に応じて重点を置くべき取り組みを詳述してい
る。

4、就農支援のツールと先進事例

「ツール・事例編」の就農支援ツールを紹介したパ

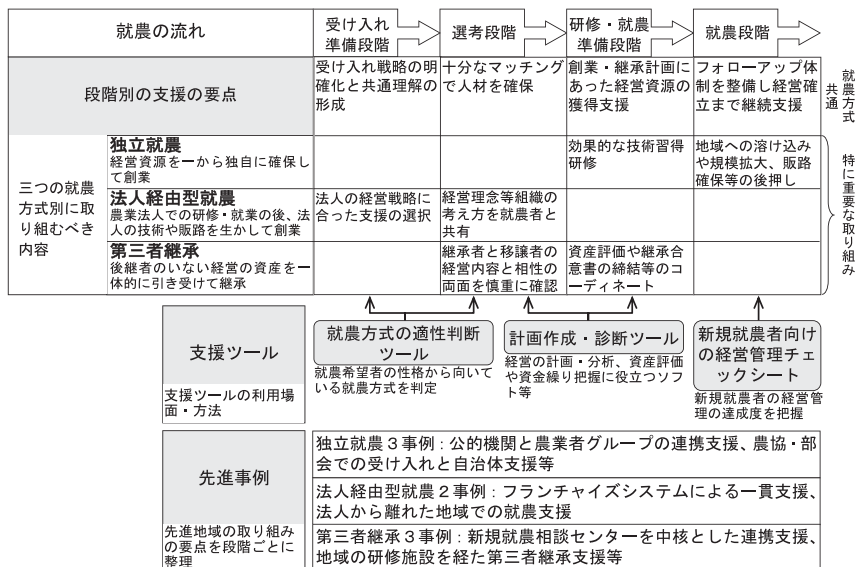


図2 就農支援の要点と支援ツール・先進事例

トでは、就農相談時のコミュニケーションや就農後のフォローアップの面で生かせる就農支援ツールの利点や活用方法を解説している。就農方式の適性判断ツールは新規就農者の性格をもとに適した就農方式の提案に使うことができる。就農計画の作成支援については、営農計画の作成・分析、資金繰りの把握を簡便に行えるソフトウェアも紹介している。さらに、新規就農者向けのチェックシートを用いて、新規就農者による自己評価や支援者による客観評価で経営管理の達成状況を把握する方法も説明している。

また、「ツール・事例編」の事例紹介のパートでは、就農支援を行う先進地域の実例を分析・整理しており、地域に相応しい支援方策を検討する際の参考になるようにしている（図2）。就農支援の有効性を高めるには支援主体間の連携が重要といえ、先進事例の多くは、主導的な支援主体と関係機関、農業者が参画する支援体制が構築されている。先進事例における実践内容は特に就農支援に新たに取り組もうとする地域において、新規就農者を受け入れる機運の醸成にも役立てられるだろう。

ガイドブックの本冊、支援ツール、ダイジェスト版は農研機構経営管理システムのWebサイト(<http://fmpc.affrc.go.jp/>)からダウンロードできる。目的にあわ

せてご利用頂ければ幸いである。（ガイドブックは、農研機構中央農業総合研究センター 山本淳子、澤田守、松本浩一との共同執筆。）

編集後記

通常国会が正月早々に召集された。マスコミが挙げる本国会の「争点」は、政治とカネ、軽減税率、ＴＰＰ。

そのＴＰＰ協定案承認と関連法案審議は、一六年度予算案が三月下旬に成立した後の四月からと言われている。

政府は、昨年一月末ＴＰＰ関連政策大綱をとりまとめ、年末には「農林水産物の生産額への影響」を公表した。「影響」が明らかになる前に「政策大綱」をまとめるのは順序が逆、との当たり前の指摘がされ、また、「影響」について、農林水産物生産減少額が本当に一千三百億～二千百億円にとどまるのか？本当にコメが「全く影響なし」か？疑問の声が大きい。一方、日々、現場で苦悩されている生産者は、ＴＰＰ協定発効の有無に関わらず、将来への不安が少しでも和らぐ施策を待っている。

本誌では、ＴＰＰ関連政策大綱の公表を受け緊急に座談会を開催。酪農畜産への影響と課題について関係者からお話をお聞きするとともに、求められる施策などについて論議を行った。詳細については是非本文に目を通していただきたいが、ポイントとなるのは、なんと言っても再生産が可能となる施策の確立だ。

その上で、筆者の印象に残ったことは、養豚Ⅱの間、若手養豚農家の皆さんが欧米へ積極的に出掛け、学習成

果を自らの経営に活かしてきたこと。国際的に生き残るために、経営分析や技術交流を積極的に進め、その中で後継者が育ってきていること。酪農Ⅱ「高度経済成長期から効率、合理化、生産の利益を求め過ぎ、あまりにも規模拡大のスピードが早すぎた。もっと時間をかけ、自然の中にしかり足をつけて、地域に密着した土地利用型の、本来の酪農のあるべき姿を確立していくべき」との全国酪農協会会長の発言だ。そして、養豚・酪農Ⅱ「国に頼んでいたのではしょうがないですから自ら積極的にな金を出して……」「誰かを頼るのではなく、生産者自ら安全性などについてＰＲが大切」との発言に敬服。

一方、法・制度の確立、新技術導入、育種・改良、臭気対策、高反収の飼料米専用品種開発など生産現場から農水省と独法への大きな期待が示された。（これに応えないでどうする！）

なお、ＴＰＰ大筋合意の影響評価や米・麦・果樹などの作物に関する課題は次号で特集する。乞うご期待。

さて、筆者、前任者の太田氏から事務局を引き継いだ。本誌創刊号（一九五一年六月号）の「都市と農村の働く人々が一致して、よりよい日本を作り出そうとする考え方を、一歩々々推し進めて行けるような雑誌」に向け微力を尽くしたい。

（花村）